

第百二十六回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第七号

平成五年五月十二日(水曜日)

午前十時開議

通信委員会調査 丸山 一敏君

出席委員

委員長 亀井 久興君

理事 川崎 二郎君

理事 坂井 隆憲君

理事 松浦 昭君

理事 大木 正吾君

理事 赤城 徳彦君

理事 植竹 繁雄君

理事 小林 興起君

理事 虎島 和夫君

理事 深谷 隆司君

理事 松岡 利勝君

理事 阿部末喜男君

理事 田並 胤明君

理事 山下八洲夫君

理事 近江巳記夫君

理事 菅野 悦子君

出席國務大臣

郵政大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

郵政大臣官房長 五十嵐三津雄君

郵政省通信政策局長 松野 春樹君

郵政省電氣通信局長 白井 太君

郵政省放送行政局長 木下 昌浩君

委員外の出席者

文化庁文化部署作権課長 伊勢呂裕史君

厚生省社会・援護局更生課長 松尾 武昌君

自治省行政局選挙管理課長 中野 正志君

委員の異動

四月二十三日

辞任 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

補欠選任

塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

同日 塚本 三郎君

補欠選任

増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

同日 増田 敏男君

補欠選任

谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

同日 谷垣 禎一君

補欠選任

坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

補欠選任

中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

同日 中井 治君

補欠選任

坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

補欠選任

坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井 弘一君

同日 坂井

人の判断というふうなお話を聞いたわけでありまして、けれども、何といつても国民のための法案づくりでありまして、そういうことを考えるならば、ぜひとも円滑な審議をお願いも申し上げる次第でございます。

それでは、法案に入らせていただきます。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案について質問をさせていただきます。

急速な技術革新などに伴って我が国の情報化は今飛躍的に進展しています。郵政省は、これまでの動きに対応して、新しい通信・放送事業の支援や地域の情報化あるいは人材の育成に取り組んできたと思うわけでございます。今回の法案もその一環のものと理解していますが、まず、高度情報化の進展に対応して通信政策を展開するに当たっての基本的な考え方を伺いたいと思います。

○松野政府委員 先生も今御指摘いただきましたように、情報化が急速な進展を見せつつありまして、産業面におきましても、それから国民生活面、または国際面等いろいろな分野におきまして情報通信の果たす役割が増大してまいってきております。こうした状況の中で、情報通信が国際、国内経済等に貢献しながら、また国民生活の向上にもお役に立つためには、いつでもどこでもだれでも通信が利用できることが重要であり、私どもの政策もそこを指して取り組んでまいりたいと思っております。

これまで基礎的な通信ネットワークの構築は、民間事業者の方々の御努力でほぼ完成してきたと言つてもよからうと思ひます。今後は、例えば光ファイバーを中心としたより高度な情報通信ネットワークの整備でありますとか、技術の進歩や利用者のニーズを背景とした高度な情報通信のサービスの開発が必要になってまいります。また、移動体通信の面でありまして、衛星通信の分野、衛星放送等の分野の発展も大変重要な課題であるというふうに認識いたしております。

して積極的に取り組んでまいりたいと思ひますが、忘れてはなりませんのは、その一方で地域間の格差は正でありまして、今回御審議をお願いしています法案もその一環でございますが、利用者間の格差を是正して均衡のとれた情報化を進めてまいりたいというふうに存じております。

○佐田委員 ありがとうございます。

今の回答の中に、地域間格差を是正してまた利用者間格差の是正ということがありましたけれども、均衡のとれた情報化の配慮は非常に重要なことであらう、かように私も思っているわけでございます。いろいろな場面において格差の是正を行つていかなければならぬわけでありますけれども、地域間格差の是正についてはこれまでどのような取り組みをしてこられたんでしょうか。

○松野政府委員 情報通信というものが生活大国の実現でありますとか国土の均衡ある発展を図っていく上で極めて重要であるという認識に立っております。地域間の情報通信格差は正というところがあわせて大変大事な問題であると存じます。地域振興施策をこれまでいろいろなやり方としておりますが、特に最近におきましては、平成三年度からいわゆる生活関連枠ということで公共投資の分野に道が開けまして、電気通信格差是正事業を開始いたしております。現在、自動車電話等の移動通信サービスをできる限りどこでも使えるようにする事業でありますとか、テレビがどこでも見えるようにする事業等を行っております。平成五年度の予算におきまして、これらの既存事業の拡充や原因者の特定が困難ないわゆる都市受信障害地域を解消する事業などを含めまして、公共投資として総額三十二億七千二百万円が予算に盛り込まれておるところであります。

これからのこの地域間の情報通信格差の是正につきまして、その措置の拡充等に一生懸命努めてまいりたいと存じております。

○佐田委員 先ほども申し上げましたように、地域間格差、これを是正していくということは、ま

さに今多極分散型の方策の中においては非常に重要なことである、そしてまた、いつでもどこでもだれでも、そしてまた、今多極分散型の中で、人、物、情報があまねく流布するようにやつていかなければならない、わけでも情報というものは非常に大事なものであると私も感じておるわけでございます。

そういう中におきまして、先般、特定通信・放送開業事業実施円滑化法というのがあると思うのでありますけれども、これも私の記憶するところによりますと、難視聴地域に対するいろいろな、民間に対する補助であるとか、いろいろな条件がたしかあったと思ひますけれども、この法案の進捗状況について伺ひたいと思ひます。

○松野政府委員 いわゆる円滑化法と申しておりますが、平成二年六月に成立させていた法律でございます。通信・放送分野に属するという前提であります。一つは新たな役務を提供する事業、それから、地域に初めて導入されるニューメディア等に対して通信・放送機構が出資あるいは債務保証、利子補給等の支援を行ひまして、情報の円滑な流通を図ることを目的とする法律でございます。これは御案内のとおりでございます。

現在の支援状況であります。平成三年二月に、衛星系による音声多重放送、俗にPCMラジオ放送と申しておりますけれども、この事業を通信・放送新規事業といたしまして認定して、通信・放送機構から出資と債務保証を行っております。また、平成四年三月に、文字や図形によるパソコン通信サービス事業も認定いたしております。それから、地域のニューメディア関係であります。地方のCATV事業等に対して低利融資に見合う利子補給も行っております。この件数は相当多いと思ひます。平成四年度は新規に十四件でございます。これまでの累計は四十三件でございます。

これらの事業につきまして、今後の通信・放送

分野の発展とともに増加していくというふうに考えておりますが、今後とも具体的事業について適切に判断しながら、必要な支援措置をとつてまいりたいというふうに存じております。

○佐田委員 地域間格差、これをなくしていくということは非常に今の時宜にもかつておるのじやないか、かようにも感じておるわけでござい

本題に入ってくるわけでありますけれども、本法案は非常に重要なことだと私も感じておるわけでございます。ちょっと話がずれますけれども、これはもうあらゆるところで議論もし尽くされておりますので、そういうことではなくして、私は私見を述べさせていただきます。思うのであります。私見を述べさせていただきます。思うのであります。

この老人マル優でいろいろな議論がされましたけれども、六十五歳以上の方々、これはもちろん、日本の高度成長時代にまさに非常に少ない給与の中から預金し、そして、それがまた投資に回つて今の経済大國日本があると言つても過言ではない、そういう方々に恩返しをしていく、これは非常に大事なことでないか。これも進めなければいけない。

ただ、私は、この中で、老人マル優の対象者、六十五歳以上の方々は、大変私も議論をさせていたいただきましたけれども、この中にいわゆる母子家庭の人たちも含まれているということでありまして、この方々は、いわゆる遺族年金受給者である被保険者の妻であるとか寡婦年金の受給者、そしてまた児童扶養手当の受給者である児童の母であるとか、そしてまた同じく対象者でありますけれども、今回のこの法案にも関係しますが、身体障害者の皆さん方、大変ハンディを背負われて、まさに社会のために一生懸命努力をして貢献されている方々であります。こういう方々は、身体障害者手帳の交付を受けている者、そしてまた障害基礎年金の受給者、こういう方々も、繰り返しになりますけれども、母子家庭の方々は百二十一万

人いらつしやいます。そしてまた、なおかつ身体障害者の方々は百三十五万人おるわけですから、しながら結局、この方々は六十五歳以上になりますと、いわゆる六十五歳以上の方々千六百万人の中に含まれるわけでありまして、実際の数からいえば非常に多いわけでありまして、そういう方々にましては我々は恩返しすべきは恩返しし、そして守るべきは守つていく、これは政治の大きな課題じゃないか、かように私は感じておるわけでございます。

そしてまた、政治だけではなくて行政においても、厚生省だけではなくて、今回の法案のように郵政省の方から障害者の法案が提出されたということは非常にいいことだ、私はかようにも思うわけでございます。わけでも郵政三事業を推進し、直接国民にサービスを提供する省として、障害者に配慮することは当然のことでありまして、けれども、今回の法案の重要なところは、事業部門ではなくてこれは通信行政部門によつて行われるということに、私は非常に意義を感じておるわけでございます。

まずは、そうした郵政省としての事業、行政を通じた障害者への配慮について、全体像というか、その辺をお聞かせ願ひたい。

○五十嵐政府委員 先生御指摘のように、郵政省といたしましては、郵政事業あるいは情報通信行政、そういう郵政行政全般を通じて立場から、障害者は障害を持たない人々と同様に生活をして活動できるように、事業、行政を通じてこれまで積極的に障害者対策に取り組んできたところでございます。

具体的な例を少し申し上げさせていただきますかと思ひます。

例えば事業という観点でございますが、郵便局舎等の整備という観点では、局舎の出入り口の段差を解消する、あるいは自動扉を設置する等々の施策をやつてまいつておりますが、さらには身体障害者用の筆記用具を郵便局のお客様ルームに置く等々の施策もやつてまいつております。

事業部門でのサービスの改善というような観点では、定額郵便貯金等の貯金内容及び簡易保険の契約内容、そういったものにつきましても、点字によつて通知をするというようなこともやつてまいつておりますが、さらに、点字が読める、あるいは手話のできる職員の養成というようなことにも努めております。さらにまた、点字による郵便の不在配達通知カード、こういったものも取り入れてやつているところでございます。

さらに、ただいま御指摘のありました、行政部門を通じてサービスの改善ということについて申し上げますと、放送分野で、例えばテレビ放送による字幕放送あるいは手話放送、さらにはNHKの受信料の免除というような施策、電気通信という分野では、障害者に対して加入者電話の設置負担金の分割払い、あるいはNTTによります福祉電話機器の開発等、こういったことについても努めてまいつているところでございます。

私もといたしましては、障害者対策に必要な施策については今後とも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○佐田委員 そういふ方々のために一生懸命、垣根を越えて、省庁ではなくて、縦割りではなくて、まさに各省庁が一丸となつてやつていただく、私も歓迎しておるわけでございます。

さて、今回の法案は身体障害者向けの通信・放送サービスを充実させるというものでありますけれども、現在、障害を持つ方々の通信・放送の利用の面でどのような問題、そしてまたこの法案の背景、目的というものについてお伺ひしたいわけでありまして、関係者から要望も寄せられていられるわけでございますけれども、その状況もあわせてお伺ひさせていただきますかと思ひます。

○松野政府委員 先ほども御答弁申し上げましたが、社会経済の情報化が進展してくる、通信・放送サービスの利用が社会生活の上で不可欠なものになってくるということになればなるほど、実は、だれでもが通信・放送のサービスを容易に利用できるような機会を確保するように努めるとい

うことが大切になってまいつてくるのであらうと思ひます。

現状を見てまいりますと、例えば視覚障害や聴覚障害などの身体的な障害のある方々が通信・放送のサービスを十分に利用できていないかという点、必ずしもどうもそうでもないようである。例えますと、在京の有力な民放のテレビ放送五社の理由があるようではありますけれども、聴覚障害者のための字幕放送が一日平均で三十六分程度、それから、視覚障害者のための解説放送も一日平均で三十一分程度という状況にあるわけでございます。

こうしたことから、かねてから関係の諸団体から、字幕放送や解説放送の拡充その他につきましても再三御要望をいただきました。また、国会におきましても、当委員会でも附帯決議や御質疑を賜つてきたところでございます。本法案は、このようになにかんがみまして、主として字幕番組や解説番組の制作の助成などの支援措置を講ずることによりまして、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の方々の利便の増進を図ろうとするものでございます。

○佐田委員 今お聞きいたしましたところだと、字幕放送が一日三十六分、そしてまた、解説放送が一日三十一分。これは私は、非常に少ない数字だと思ふ。実は、我々も視察に行つてまいりまして、NHKと、そしてまた、字幕放送であるとかその制作の過程を私も拝見させていただいたわけでございますが、これは大変な仕事であるわけでありまして、しかしながら、何といつても、そういう方々に均等に、そして公平に情報を提供するというのは大事なことでありと私も感じておるわけでございます。文字多重放送が開始されて十年になるわけでありまして、そういうふうな形で、なかなかサービスも充実しない。

私は、これは民間に任せておいてもなかなか難しいんじゃないか、そういうことを考えますと、郵政省としてこれまでこうしたサービスの充実に

取り組んできたとは思ふのですけれども、その過程というか、それをお聞かせ願ひたい。

○木下(昌)政府委員 郵政省におきまして、字幕番組あるいは解説放送の充実ということについて制度的にいろいろな点で今まで実施をしてきておりますが、まず経緯を申し上げますと、昭和五十七年の放送法改正によりまして、テレビジョン放送事業者が、テレビジョン音声多重放送あるいはテレビジョン文字多重放送、これによつて字幕番組、解説番組放送の充実に資することになるわけでございますが、これを、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容を補充するような放送番組をできる限り多く設けるよう、努力義務を設けてございます。

それから、解説放送を行うための放送局でございますが、音声多重放送の設備でございます。これは、おおむね順調に普及してきておるところでございます。しかしながら、字幕放送を行うための文字多重放送設備につきましても必ずしも順調に普及してはいない状況にございまして、これを促進するために、昭和六十一年から文字多重放送設備の整備に対する財政投融資による低利融資制度を導入いたしました。

さらに、放送事業者が字幕放送を行う場合における負担を軽減してその普及促進を図るというために、平成三年に放送局開設の根本基準を改正いたしました。それまで毎日放送しなければならぬという義務づけをしておつたわけですが、それは文字多重放送をこれからやろうという意欲がなかなかわいてこないという意見もございまして、毎日放送しなくてもいいから文字多重放送の免許を取得できるように措置して、さらに一層全国のテレビ会社の皆さん方が文字多重放送設備を設けるように、できるように措置したところでございまして。

しかしながら普及はまだ順調とはいえないわけでございますが、今回の法案の実施によりまして、これが呼び水となりまして、有効に活用されて普及に弾みがつくことを期待をいたしております。

す。

○佐田委員 大変な努力は私も感謝するところであり、また、それだけの条件整備をしていくにも、なかなかこれは整備されない。放送事業者サイドでは、今度同じように取り組んでいるのか。郵政省の方でも調べに当たっていると思うので、民間側に立って考えた場合には、事業として利益を上げなくては、なかなかこれはいかない。不採算部門というのはやはり切っていくか、いやいや、そういうふうな考え方もあるわけでございます。そういう中において、今放送事業者サイドのそういう取り組みについて、郵政省は把握されておられるのでしょうか。

○木下(昌)政府委員 現在の放送事業者の皆さん方に対しては、私も、視聴覚障害者の方々にとつて字幕放送、解説放送の重要性ということにつきまして、機会あるごとに理解を深めるべく指導をいたしているところでございますが、現在の民間放送の経営状況等からいまして、設備に経費がかかり過ぎるという点、それからまた、受信機がまだ十分に普及していないという点から、採算性の面からなかなか積極的に取り組むという姿勢になっていないことも事実でございます。私も、これから機会あるごとに、積極的にこの問題について取り組むように指導してまいりたいと思っております。

○佐田委員 いずれにいたしましても、民間の事業者に対しては、やはり我々としてもそれなり、例えば事業税の軽減であるとか、こういうことをしておるわけでありますから、それなりの指導を郵政省の方からもしていただきたい、かように思っております。

きょうはちよつと時間がなくなりましたけれども、私も調べさせていただきました。アメリカであるとか、海外ではかなりの時間を例えば文字放送であるとか、そういうものに費やしておる。そういうことを考えますと、ぜひとも日本においてもこれは推進していただきたい。

私は、この間視察に参りまして感じたのは、手話でありますけれども、この手話によって即時的にニュースであるとか、こういうものは流せないのか、なとつくづく感じたわけでございます。今、うちの手前みそで恐縮でありますけれども、群馬テレビという地方局があるのでありますけれども、そこに聞きましたら、ニュース等については手話によって放送されておる。私も実際見たことがありますけれども、確かに見づらい部分はありますけれども、字幕放送の制作であるとかそういうものを考えてみますと、これは非常に大変なことである、即時性がなかなか実現できない。そういうことを考えた場合、手話については、これからニュース等、こういう緊急性を帯びたものについては、手話についてお考えがあるのかどうか。そしてまた、今度の助成対象になるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○木下(昌)政府委員 ただいま御指摘のように、手話放送につきまして、字幕放送と同様に聴覚障害者の皆さんにとつて極めて有益な放送であるというふうに認識いたしております。ただ、手話放送につきましては、民放百十七局中九十四局で実施いたしております。しかしながら、まだ字幕放送は十四局にすぎないというところでございまして、また、視聴覚障害者向けの解説放送を実施している放送局も三十局にすぎないというところでございまして、放送時間数ともかくといたしまして、手話放送につきましては百十七局中九十四局で実施しているという状況。

こういうことからいたしまして、また、財源の問題もございまして、さしむき字幕放送と解説放送の充実を図ることとしたいと考えておりますが、手話放送につきましても本法案の支援対象になつていくことはそのとおりでございます。その具体的な支援のあり方につきましては、他の施策との関連等も勘案しながらさらに検討してまいりたいと思っております。

○佐田委員 私、地元で手話をやられている方々にお会いして聞きましたら、ボランティアでもや

られている方も随分いらつしやる。私は、そういうことを考えますと、本法案においてもぜひとも該当させていたいただいて、そういう方に対してはやはりそれなりのことをしていただきたい。そういうことによつてまたこういう考え方を広げていただきたきたい、かようにも思うわけでござい

ます。もう時間もなくなつてまいりましたので、最後で申し上げます。また大臣にお伺いしたいのでありますけれども、今後情報化社会が一層進展する中で、逆に身体障害者の方々には情報を得ることが相対的に難しくなるおそれがあると思つてござい

ます。身体障害者の方々との通信・放送サービスの利用環境を整備していくことはさらに重要な課題となつてくると私も思うわけでござい

ます。○小泉国務大臣 御指摘のとおり、情報の重要性というのがあります。高くなつていく時代において、障害を持つていらっしゃる人も持っていない人も同じようにできるだけの情報が得られるような利用環境を整備していくことは大変重要なことだと認識しております。その方向に向かって鋭意努力をしていきたいと思つております。

○佐田委員 終わります。

○亀井委員長 次に、武部文君。

○武部(文)委員 今回提案されました身体障害者の利便の増進に資する通信・放送、この関係法案は我々は大賛成でございます。むしろ遅きに失したのではないかとさえ思つております。

実は私も社会党は、昨年に「人にやさしい情報化社会をつくる」というシンポジウムを開催いたしました。

言うまでもなくその内容は、今日の情報社会というものが急速に進展をいたしまして、特に放送網あるいは電話の普及というのは、我々がかつて経験をしたことのないような状況になつてまいりました。特に電話は千人に五百台、言うならば二人に一人日本では普及しておる。インドは千人に八台ということをお聞きまして、いかに日本の電話

の普及が世界の中で進んでおるかということを知をいたしたわけであります。さらに、これから光ファイバーもどんどん技術革新が進みまして、我々は髪の毛一本で六千回線というのを聞いて驚いたのですけれども、現実にはNTT、KDDは既に髪の毛一本、光ファイバーで十三万回線の実験に成功した、こういう驚くべきことを聞いたのでございまして、これからの我が国における情報化社会、特に通信の発展は驚くべき状態が到来するのではないだろうか。大変結構なことだと思うのです。

それだけに身体障害者の皆さん、特に聴覚の皆さんはこの技術革新なり進展でむしろ重荷になつておるのではないかと、そんなようなことを考え、いろいろな御希望を聞いておりましたので、そうした身体障害者の代表の皆さんにもおいていただき、どういった要望があるか、さらにはこれに対する行政を行つておられる厚生省、郵政省さらには企業の側ではNTT、KDD、NHK、こうした人においでをいただきました。約三百人ぐらいお集まりいただきましたが、大変いいシンポジウムが開催できました。その際、貴重な意見を我々は承知をいたしまして、また要望もたくさんございました。

そういう中でこの法案が提出されたわけでございまして、きょうこれからわずかな時間ですが、私は、質疑というよりもむしろそういう人々と話し合つた中で、これからこの法律が通つていよいよ実施される場合にはまだまだ多くの問題点を抱えたままに進むだろう。その際ぜひひとつ、これから申し上げることを参考にしながら、この法律がさらに有効な発展を遂げるように要望がござい

ますので、その点が主になるかと思つて、御了承いただきたいと思います。そこで、この法律の題名は、さつき申し上げたとおりですが、通信と放送、こういうことになつておるわけですが、出されました内容は主として放送であります。ほとんど放送でございまして、文字放送あるいは解説放送、そういうことが主で

ございませし、また予算の内容の説明を聞きまし
 ても、まあこれだけのわずかな予算の中ですべて
 ができるものじやございせんから、まず第一歩
 としてここからということよく承知はできま
 す。しかし、それはそれとして、通信関係につい
 てはどのように考えておられるか、これを最初に
 お伺いしたい。

○松野政府委員 前提といたしまして、民間出資などによる通信・放送機構によります信用基金の積み増し状況というものを判断しなければいけません。それから金利情勢などの財源の状況も見ながら今後対処したいと思っている内容でございますが、一つには、これは視覚障害者のために、文字情報ではわかりませんので、この文字情報を音声や点字に変換して通信するサービスの開発という面がございます。この開発に取り組む事業者が出てきた場合に、出てくることを望んでおるわけですが、このような事業者に対して助成を行つていくということを予定いたしております。さらに、このようなサービスが実際に開発されました提供されます場合には、そのサービスにかかわる費用に対しまして助成を考えてまいりたいと思っております。

また、いわゆる公衆電話ボックスの問題であります。車いす用の公衆電話ボックスの整備につきましては、当面NTTによる整備の動向を見守ることとしたいと存じておりますが、その進捗状況と、これまた財源の関係であります。財源との兼ね合いを見ながら今後助成につきましても検討してまいりたいというふうに存じております。

○武部(文)委員 冒頭申し上げましたように、わずかな予算の中で何から始めるかといえば、先ほど同僚委員からございましたように、我々もそういうものを見させていただいて、手つ取り早くやれるところはといえば、これだ。それはよくわかれます。しかし、これから申し上げますように、通信の問題というのは大変幅が広がりますので、これから申し上げることをお聞きいただきたい

います。

そこで、この身体障害者の対象ですが、身体障害者といいますが、これは聴覚から視覚から肢体不自由とかいろいろございますが、その中で特にきょう問題にしたい聴覚障害者の数はどのぐらいというふうに見ておられるか、これをお伺いしたいと思います。

○松野政府委員 平成三年度に厚生省におきまして調査したデータがでございます。身体障害者実態調査及び身体障害児実態調査でございますが、十八歳以上の聴覚言語障害者の数が約三十五万八千人となっております。それから、十八歳未満の聴覚言語障害児の方が約一万一千人であるというふうに承知してございます。

○武部(文)委員 三十五万八千人というのは厚生省が発表した数字のようでございまして、これは言うならば法律上、身体障害者福祉法で手帳を交付されておる方、言うならば七十デシベル以上の聴覚の困難な方、これが対象になった数字だといふふうに理解をするわけであります。問題は、この七十デシベル、両耳の聴力がそういう人でないと障害者の福祉法の対象となつて手帳を受けられ、そういう人が、三十五万八千、これが実問題として現実の難聴の方の的確な数字であるかどうかについて、私は一つ疑問を実は持つておるのであります。

話は前後いたしますけれども、アメリカでは大變立派な障害者法ができてまして、アメリカ障害者法という法律のようでございますが、いよいよこゝとしの七月からこれが実施に入るわけでありまゝす。御承知のように、アメリカの人口は二億三千万人。このアメリカ障害者法の対象の障害者の方々は、実に四千三百万人というのであります。二億は三千万人に対してこの法律の対象者が四千三百万人ということは、五人に一人は何らかの障害をお持ちになつておる。それをこのアメリカ障害者法によつていろいろな面で、交通機関あるいは公的施設あるいは電信電話、そんなもので救済しようという大變立派な法律のようであります。

やいましたが、確かに厚生省の社会・援護局が作成いたしました資料によると、言語障害、聴覚言語障害の方が三十五万八千人、そのほかに肢体等から視覚障害、いろいろな重複した障害を持っている、全部合わせて二百七十二万二千人と書いてございます。これが厚生省の発表されておる数字であります。二百七十二万二千人。一億二千三百万人の日本の人口から見れば四十五人に一人障害をお持ちだ、こういうことになるわけであり、ます。アメリカでは五人に一人を対象にしておる、この大きな違いはどこから来るだろうか。

問題は、身体障害者の、これは広いことを言つてもいけませんから、私は具体的なことを申し上げますが、今の聴覚言語障害ということが三十五万八千人とおっしゃいました。これは法律上確かに七十デシベル以上聞こえない人が対象でございますから、何か三回びびつびつといつてそれを平均とつて、そのランクで六級とか五級とか四級とかに格付されるようであります、いずれにしても三十五万八千人しか手帳を交付していない。それがいろいろな意味で、これからあと申し上げますが、行政からの援助とかの基準になるわけであります。

ところが、聴覚障害者の方には聞くと、七十とい
うのは基準が高過ぎる、普通、一メートル離れて
聞こえない、こういう状況の、ようやく聞こえるの
という状況は四十デシベルというのであります、
四十デシベル。そういう人を身体障害者の、特に
聴覚言語障害の対象にして行政をやっていただき
たいものだ、そうでなければ、七十ではとても手
帳の交付にならぬ人は一切救済の対象にならな
い、こういう強い要望があります。

そうなると、四十デシベル以上聞こえない人が一体どのぐらいおるのか。これは身体障害者、特に聴覚障害者の方の全国団体がございまして、調査の結果では約五百万、五百万人ぐらいは対象に
おる、こういうことを言われておるのであります。そういたしますと、アメリカの大体四千三百

万というのは、そういう人たちもやはり対象にしてこのアメリカ障害者法というものがつくられたものかな、これはもつとよく調べてみなければわかりませんけれども、いずれにしても四十五人に一人の障害者が日本にはいる。あつちでは五人に一人を対象にして障害者の法律をつくつておる。日本とアメリカは一緒にできませんけれども、こんな大きな差があるのは大変不自然に私は思うのです。

したがつて、これからのことでございますけれども、やはり難聴の方がおっしゃるように、今難聴の方の家にいきますと、電話器に増幅の、めいりよう電話ですか、めいりよう電話という名前で使つておられるようですが、確かにあれはよく聞こえます。ちよつと押さえてくるくとあれを回しますと、十八倍までなりますよ。やつてみました。私もから見ると、びつくりするような音が出ます。それでようやく彼らは通話ができるとうのです。そういうものも実は四十デシベル以上の者には欲しいのだと、しかし、これも高いし、なかなか手に入らぬということを書いていました。

したがって、今おっしゃった三十五万八千人といふのは七十デシベルで計算をした法律に基づく対象者の数ですが、潜在的な人たちが五百万人もおるのだということをぜひ頭に入れていただいで、これからの行政の中でひとつ努力をしていただきたいということを最初に申し上げておきたいと思ひます。

時間がわずかです。あわせてあと上田君に関連質問がございますので、私は少ない時間になりますが、話が前後して恐縮でございますが、今度は文字放送です。

文字放送は、御承知のようにアダプターをつけなければ見ることができません。アダプターは十万円程度かかるわけでございます。この十万円程度は、各自自治体が補助をしたり給付したり、いろいろな形をして自治体ごとにてんでんばらばらな補助をしておるようですけれども、我々の調査で

は、全国的にまだまだ普及が少ないわけでございます。東京は非常に進展をしております。アダプターの普及には東京が一番状況がいいようにございすけれども、そのほかは全国で三つか四つの県しか補助がされておらぬ。それも本人が三分の一、地方の自治体が三分の一とか県が三分の一とか、そんなようなことでようやくアダプターを買ってそれで文字放送が見られる、こういうことでございまして、普及状況が非常に遅いわけでございます。

これはぜひ今度の法律で、一般会計の補助金から二千八百万円を支出してデータベースで情報を提供することがございますが、この中に、そういうようなものを即刻やっていたら、アダプター購入のためにどういう地方自治体が補助をしておるか、こういう内容を全国の自治体に周知をしていただいて、全国の自治体がみずからの自治体の中に住んでおる難聴者の皆さんに、ほかの自治体がやっておるようなことを右へ倣えするようなそういうことを即刻やつてもらいたいものだ、こう思います、いかがでしょうか。

○木下(農)政府委員 端的なお答えになるかわかりませんが、ただいま御指摘がございましたように、一部の自治体においてそういった補助をいたしております。東京都以下、県単位は四県でございます。市町村単位で幾つかやっているとありますが、しかしながら、ほんの一部でございますので、こういった助成がもつと各自治体で、さらに多くの自治体で制度が導入されることを望まれるわけでございます。

そういう意味で、ただいまおっしゃいましたように、データベースの中にそういった情報を取り入れていくということは非常に重要な課題であると思っております、これから検討してまいりたいというふうに思っています。

同時にまた、こういった各自治体で積極的な取り組みを期待する立場から、私どももこれから各自治体に対する周知も努めてまいりたいと思っておりますが、例えば、郵政省で毎年開催いたしておりますが、自治体の情報通信担当者にお集まりいた

すが、自治体の情報通信担当者にお集まりいたしての打合せの機会もございまして、本日の御議論の状況についても説明して理解を求めているというふうなことを考えております。

○武部(文)委員 ぜひお願いをいたしたいと思っております。

そこで、今回の法律の改正というのは、送る側の方の問題点が中心であります。確かにこれは一つの送るものがなければ意味をなさぬわけですから、それはわかりますが、送っても受け取る側が体制がよくないからこれは何にもならぬわけでありまして、双方が、送る側、受ける側、そういうものが完備して初めてそれは効果が上がるわけでありまして、文字放送を出したつてアダプターがなければ見ることができませんから、そういう面ではやはり受ける側の体制を整備することを同時にやらなければならぬ、こう思います。

アメリカは、先ほど申し上げましたようなアメリカ障害者法によって、十四インチ以上のテレビには全部内蔵型でそういう機械をつけなければいけないという法律が出たわけですから、これは全部内蔵型で十四インチ以上のテレビには全部アダプターがついておるわけです。日本は全然つかないで十万円出さなければ買えない。しかも、日本のアダプターのついたテレビというものはほとんど減ってきて、現在七十七万台ぐらいいしかならないです。ドイツなどは六百万から七百万、九百万台になったのです。

そういうことを考えると、よその国はどんなふうなるのに日本は内蔵型がほとんど減る。こういうことは一体どういうことだろうか私は不思議に思うのですが、何か郵政省はそういうことについて御存じでしょうか。

○木下(農)政府委員 お答えいたします。

大変悪循環になっていく向きがあると思えます。受信機の数が増えないからメーカーも精力的にならない、精力的にやらないからまた受信機の価格も低下しない、普及しないという悪循環になっていく気がいたしますが、いずれにいたしまし

ても、その一つの大きな原因として、受信機の価格がかなり高くなるといふところにあると思っております。これからは、そういう意味で、これからメーカーに對しても、今までもやってきておりましたが、多様な機種を受信機の生産あるいは価格の低廉化等につぎまして努力を求めているというふうなふうに思っています。

同時に、いろいろなところにおいて問題があるかというところについて十分関係者の間で意思疎通ができていくかどうかということについても疑問があるわけでございます。そういう意味で、文字放送の普及策に關しまして、受信機の問題も含めまして、放送事業者あるいはメーカーの皆さんにお集まりいただいて意見交換の場を設けることも考えているところでございます。

○武部(文)委員 私は先ほどいろいろ電話のことを言いましたけれども、この人たちが我が家におるときはいいんですけども、外出して公衆電話に行つたときに使えないんですね。公衆電話に声が大きくなるような設備がしてあるんです。あるんですけども、全国で公衆電話は八十三万台というんですが、そのうち二万一千台しか声が大きくなる公衆電話がないんですよ。その公衆電話がよく壊されるわけです。ふえるところか減つておるんです。そういう状況がありまして、八十三万台に二万一千台ですから、これは難聴者の皆さんには非常に喜ばれておる電話機で、外出したときに自分の家まで帰らなければ聞かえないんです。大きくすることが不可能なんです。その公衆電話を探すのに大変だということを言っておられるわけです。

そこで、公衆電話の音が大きくなるめいりょう電話、シルバートーンというんだそうですが、それをふやすような方法をNTTとも協議してもらえないものだろうか、こういう要望がございまして、

それと同時に、今度はファクスの問題であります。このファクスというのは難聴の皆さんにとつては生活の一部みたいになっておりまして、これ

があるから非常に便利になったということをおっしゃるし、また技術も非常に進歩して、重くない、軽いものもできるし、非常に精巧なものもできたりして、ほとんどの人がこれを用意しておるんです。

これは、先ほど申し上げた障害者福祉法で二級以上の者に無料貸与ということになっておつて、今度ようやく三級まで拡大されているようです。しかし、皆さんから見れば、せめて福祉法で手帳をもつていて六級まではファクスを貸与してほしいもの、二級が三級になったわけですから、これを四級、五級に拡大をしていただきたいもの、という声が非常に強い、これが一つです。

もう一つは公衆ファクスです。これは出たときに、特に駅、空港で用事を思い出した、家へ連絡をとるときに公衆ファクスがない。公衆ファクスというものをぜひふやしてほしい、こういう要望が非常に多かつたのであります。

先ほど申し上げたけれども、公衆電話というのはどのぐらいあるかと思つて調べてみましたら、私の町にはたった二台しかないんです。十台ほどあつたのが、壊されたらそのまゝになつてしまつて二台。ところが、隣の町に行きますと、人口は同じですけども十何台ついておるんですよ。ですから、同じNTTの支店でも非常に多いところと少ないところとばらばらになっておるんですよ。これはNTTによく話をしてみなければならぬと思つておりますが、障害者の皆さんは特にめいりょう電話というものを期待しておられるようですから、これはぜひNTTと御協議いた

いただきたいのだと思います。それから公衆ファクス、これがまた非常に少ない。我々は去年池袋の駅を調査に参りました。御承知のように池袋は四つの線路が入つておりまして、JRに地下鉄に東武に西武、一日に三百万人が利用しておる大きな駅ですね。このターミナルに公衆ファクスがたしかあるというので探したんですけども見つからぬ。とうとう見つけました。

たった一台。それも全然わからないようなところに一台ありました。これでは全く用をなさぬのです。三百万人の人が出入りする池袋に公衆ファクスがたった一台。しかも、その目印も何もないんですよ。これでは全くどうにもならぬ。こういう事実を我々は池袋に調査に行つて見る事ができました。

今、割合普及しまして、例えばクロネコヤマトは大きなスーパーに自分で機械を置いて商売をやっていますよ、公衆ファクスを。そして、そこから注文を受けるのですよ。よく考えたもので、企業としてはこれはもうけにつながるわけだから、そこへ置いておけばクロネコヤマトに注文するわけですよ、そこで買ったものをどこへ送れと。これは自分の商売のためにやっているのですけれども、難聴の方から見れば非常に便利だ。ところが金額は高い。百七十円かかるというんです。これを使うと百七十円。これは高過ぎる、何とかならぬか。何とかならぬかといつても、あつちも商売だからそうはいきません。ですから、公衆ファクスというものを一方所でも多くつくつて、せめて難聴者が利用できるようなしてもらえないかという要望が非常に強い。このことをぜひ郵政省としても頭の中に入れてこれからの行政に資してもらいたいということを申し上げておきたいと思ひます。

時間がないために、私たくさんお願いしたかったのですが、次に申し上げたいことは、一つお聞きしたいのですが、平成三年三月六日の当委員会において例の基盤充実法を可決いたしましたときに附帯決議をつけました。あの中に身体障害者のおことが入っています。「電気通信基盤充実事業の実施に当たっては、家庭や中小企業、心身障害者もそのサービスを十分享受できるように努めること」と。こういう附帯決議がついてあの基盤法が通つたのですが、基盤法と今度の法律とはどういう関係になるのか、これをちよつとお聞かせいたしたい。

○松野政府委員 さかのぼつて見ますと、た

だいま先生御指摘のいわゆる基盤法案が成立しましたとき、平成三年三月六日に御指摘のような内容で附帯決議がされております。それから、その前の年の平成二年五月であります、いわゆる円滑化法と申しておりますが、このときにも、表現は若干異なりますが、やはり心身障害者の立場に立ったシステムの構築に努めるようにという附帯決議をいただいております。

そこで、今回の法案とのかかりですが、法案自体で申し上げますと、今回の法案は主として身体障害者のための放送や通信のサービスを充実させようとするものでございまして、基盤法で目的としております高度通信施設の整備あるいは専門技術者の能力の向上を促進するということは直接の関係はないというふうに思ひます。ただ、本法の趣旨は、そのときの附帯決議にございまして、心身障害者の方にもサービスを十分享受できるように努めることとした決議を踏まえた措置の一環であるということも申し上げられると思ひます。

○武部(文)委員 その関連がわからなかったもので、ですから、このことだけはきちんとお聞きしておきたかったのであります。先ほどの中にちよつと落としておきましたけれども、障害者の方の要望を二つばかり申し上げておきたいと思ひます。

その中で、特に毎日の生活の中で携帯用のファクスというものが自分たちには必要なんだ。ところが今の状況じゃやつぱり重いわけですから、だんだん進展してきて小さくなって軽くなつてくるので、携帯用のファクスというものをぜひひとつ開発し、また我々に支給してもらえぬだろうか、こういう要望があつたことをつけ加えておきたいと思ひます。また、電話機やファクスにベルや音ではなくてフラッシュで、ばつぱつとつくやつですね、そういうものが特に難聴者の皆さんには希望が多いようでありまして、ぜひこれは要望にも、大臣あてに何回か要望書が出ておりますね、この視覚の方あるいは聴覚の方から大会の

決議として郵政大臣あてに何回か出ておるようです。それから、ぜひ検討していただいて、その問題等について前進をするようなことを考えていただきたいということをお願いをしておきたいと思ひます。それから、いずれこれは我々は要望書を提出したいと思つておりますが、二つだけ要望をいたしたいと思ひます。

一つは、今度は視覚障害者です。御存じのように選挙の投票通知、これがやつてきますけれども、目の見えない人はわからぬわけです。で、そのまゝになつてしまふ。そこで点字の通知書をもりたい、そして同時に投票もそれに類するようなことをしてもらえぬものだろうか、こういう非常に強い要望が、私どもは何か所かでこれを要望として受けておるわけでありまして、基本的な人権の行使は選挙権の行使からだ、こういうことにならざるうと思ひますが、ほとんどそれがわからないうまに棄権になつてしまつておる。そこで、もつた人がこれは何だか見てくれといつて来られたので見たら、これは選挙の投票の通知ですよ、こういうようなことが何回かあつたようですが、そういうことのないためにぜひ点字を採用してもらえないか、こういう要望であります。

これはまあ自治省の関係だろうと思ひますけれども、前の郵政大臣がはがきの下に切手、これ、裏表がわかるように、上下がわかるように、これは大変評判がよかつたんですけれども、まあそれに類するようになると思ひますが、ぜひひとつ点字の問題というものをとお考えいただきたいものだ、こう思ひます。

目の見えない人の数はこの厚生省の数字にも出ておりますけれども、これ以上の人たちがほとんどこの通知書をそのままにして棄権に回つていける可能性が強いということですから、これもぜひひとつ点字の入場券、通知書というものを検討してもらいたいものだ、このように思ひます。

もう一点は、手話通話であります。政見放送についての手話の通話を、手話をそれに併用しても

らいたい、こういう要望があります。この手帳を持った人はさつき言つたように三十五万八千人かもしれないませんが、現実には耳の聞こえない人はそういう意味では約五、六百万人おるといふんですから、その人たちは政見放送何やられたつてわけわからぬと言ふんです。したがつて、我々もその経験者ですから、政見放送は五分三十秒ぐらいです。したがつて、政見放送のあの横の方に手話を入れてもらえれば我々も政見放送を聞くことができる、こういう要望がかねてからございまして、ぜひそれを御検討いただきたいものだ、このように思ふんです。

確かに昔ならば手話というのは特異な職業でございまして、難しいし、なかなか、一斉にやるわけですからあれは、放送が、民放もやりますしNHKもみんなどこも我々行かないけれども、どうしても困難ならばNHKだけでもひとつまず始めてみる。それから、今地方には手話の方が割合たくさんおられまして、私どもがやる場合にもいつも手話の人が立つておられるようですね。ですから、昔と違つて手話の専門の方がふえたようございまして、すぐといつてもなかなか困難かもしれませんが、ぜひひとつ、この政見放送に手話を入れてもらいたいという要望が大変強いこととございまして、これは投票権という大変大事な権利を行使するためにいいことだと思ひますので、これは自治省なりその他とも協議が必要だと思ひますが、ぜひ主導権をとつてやってもらいたいものだ、このように思ふのであります。

これは要望でございまして、私はまだたくさん要望を用意しておりますが、時間も参りましたので最後に大臣にひとつ特に要望をしておきたいと思ふんです。

大臣は厚生大臣も歴任されたわけですから、今申し上げたように、この障害者福祉法の制定なりその内容がどういふものであるかということをお聞きしたいと思います。したがつて、手帳をもらつた人はそういう意味では何かの恩恵も受けて

でございますが、実はその中から字幕というのは大変だなと感じました。

確認の意味もございすけれども、平成五年四月一日現在における字幕制作共同機構でつくっておられます字幕番組はNHKと民放別にどのようになつておるのか、またその制作費は月額の程度なのか、私ども説明は聞いてまいりましたが、役所としてどのように把握されておるか、まずこれからお尋ねしたい、こう思うわけです。

○木下(昌)政府委員 お尋ねの字幕制作共同機構の問題でございますが、四月現在でございますけれども、ここで制作している字幕番組が、定時番組、一週間のうち必ず定時に放送されている番組だけを拾つてみたわけでございますが、NHKが週九番組、六時間三十三分、民放の番組が週三番組、一時間五十四分となっております。合計で十二番組、八時間二十七分であります。もともと、このほかに臨時に入ってくるものも若干プラスアルファはございます。今申し上げましたのは定時番組でございます。

さらにまた、お尋ねの四月における月額の制作費用についてでございますが、NHKが支払っておりますのが千五百万円、民放が約四百四十万円でございます、合計約千九百四十万円でございます。

○上田(利)委員 木下局長から御説明を受けましてよくわかりました。私も番組の内容は視察の際にいただいて把握してあるわけでございますけれども、NHKと比較しまして民放の方が週三番組ということで非常に少ないわけです。したがってそこを含めて援助をしようという法案の趣旨でございますが、予算の関連から申し上げますと、局長、総合計で一月千六百万というところで、今度の法案で見ますと、全体的に二千八百万、いわゆる通信・放送機構の衛星放送受信対策基金三十億円の使途拡大という中から、データベース構築のための通信・放送機構への補助金ということで、補助金が二千八百万ということでございます。ですから、二カ月足らずという

ことに実は総体的にはなるわけでございます。

予算規模から見ますとそういうことになるわけでございますけれども、もう少しこれを拡大をするというところの考え方はないのでしょいか、どうでしょうか。

○木下(昌)政府委員 字幕放送の制作のために助成する金額につきましては、十億円の基金の利子相当分ということでございまして、これは五千三百万円予定をいたしております。委員御指摘の問題は別の視点かと思っております。

○上田(利)委員 わかりました。私がデータベース関連だけを見ましてそういうふうにつけてしまひまして、局長の御答弁で理解いたしました。ありがとうございます。

それで、次の質問でございますけれども、実は私も承知しておりますけれども、今度の助成金については、解説番組やいわゆる字幕番組を放送している放送事業者、今言ったNHK、民放、こういうことでございすけれども、具体的にはNHKには補助は当面できない、一応枠には入っているけれども、まあ空手形みたいなものでございすでしょうか。

ということで、民放を重点的にということで、そのことはわからないわけではございません。民放はまだ週三番組だけだということでございす。それを補助しながらやはり解説番組なりあるいは字幕番組を多くしていただく、こういう趣旨でございますからいいんですけれども、しかし、NHKが先駆的な役割をしてきておるのでございすけれども、NHKは御案内のように受信料によって成っているわけでございます、個人々人見ておる人たちのいわゆる拠出した金で字幕番組へ、今言ったように週千六百万も投資をしているというんですか、かけておるということになるわけでございますから、NHKに對しましてもできるだけ早いうちに対応策を考えなければいけないのではないかと思うんですが、この点はどうなんでしょうか。

○木下(昌)政府委員 この法律は、御指摘のとおりNHK、民放いずれで放送される番組であります。法律上、字幕制作あるいは解説番組の制作を行う者に対して助成を行うことは可能でございます。御指摘のとおりでございます。しかしながら、最近の、何といひますか、民放の実施状況がNHKに比較しますとまだまだ不十分であるというふうな理解しておりますが、民放の場合には、こういった経費が多額の製作費が要するにもかかわらず、市場採算性が乏しいということ、なかなか充実ができていないというのは事実でございます。そういうことで、もう一つは、全体の予算規模といひますか、財政状況も考慮いたしまして、さしむきは民放において放送される字幕番組と解説番組の制作を行う者に対して助成をしていきたいというふうに考えているところでございす。何とか当面はこの民放を中心にとらせていただきたいと考えております。

○上田(利)委員 さしむきの件について局長からの答弁、わからないわけじゃないけれども、NHKも御案内のように自分のところにお金があるわけじゃないですね。いずれ字幕番組を多くしていこうということになりますと、受信料にはね返ってくるということになるわけでございます。それは視聴者の皆さんの御理解をNHKはいただいてということをやらなければならぬと思うのでございす。したがって、さしむきをいいたはうといたしますけれども、さしむきをできるだけさしむき短くしていただいて、そしてNHK含めて民放全体が、解説番組それからこのような字幕番組がより多く放映されるように御努力をされるように御要望を申し上げておきたい、こう思います。

そこで、最後の問題でございますけれども、この社会福祉法人、いわゆる字幕制作共同機構へ参りましていろいろ聞いてまいりましたけれども、この字幕制作共同機構そのものに、この法人に對しまして助成金の交付というものもあるのかどうか。これも対象になるのかどうか。時間がございせんから、字幕放送機構のスタッ

フや人数やどうやっていっているかということを全部視察の中でお聞きしてまいりましたけれども、経費がかかるわけでございます。ペイできるかどうかと言つたら、NHKと民放でいただいていいる金だけではなかなかできないということもございまして、いろいろな努力をしておるということもございまして、この字幕制作共同機構そのものにも助成金は出せるのかどうか。出していただけたのかどうか、これをお尋ねしたいと思ふんです。

○木下(昌)政府委員 法律上の仕組みでまいると、字幕番組等の制作を行う者であれば特に限定なく本法の助成の対象となるわけでございます。具体的な助成対象につきましては、財源も限られておりますので、助成事業の効率的な運用を図るという観点から今後検討していくことになろうかと思ひますが、法上の趣旨を申し上げますと、限定なく、字幕番組等の制作を行う者であれば対象になるということでございす。

○上田(利)委員 わかりました。時間の関係も来てしまひましたから最後に大臣に申し上げたいのでございすけれども、本委員会この法案審査に入る前に、佐田理事の方からそれに先駆けてということ、今までのこの通信委員会が四月も開かれなかつたということについて御提起がございました。大臣からも御答弁がございました。いろいろとマスコミ、とりわけ週刊誌などからいろいろなことを言われてきておりましたけれども、私どもは週刊誌が書いたから云々という考え方は毛頭持っておりません。ただ、私自身を含めまして本心に反省をしなければならぬ点は反省していかなければいけない、こう自分自身にも言い聞かせております。この四月月間でやりとりをいろいろやつてまいりました。大臣との間でもやつてまいりました。やはりこれを他山の石と受けとめてお互いにやつていかなければいかぬじゃないか、こう私自身も自問自答いたしております。

最近の週刊誌がまた同じようなことを書いておりますけれども、私、コメントする気持ちは毛頭

ございせん。言いたければ幾ら言つてもいい、こう思つておりますし、別にこれに触れようという考え方もないんですけれども、しかし、私どもが大臣を責めたわけでもないし、大臣は、委員会がつぶれようがどうしようが、法案なんか通らなくともそんなのは構わないと思つたことでもないわけでございますから、やはりお互いに国民に選ばれて、そして国会議員として政治家としてやつていかなければならない、また、小泉郵政大臣は郵政大臣としての立場から国民生活に寄与していかねばならぬ、こういう立場であつたらうと思ふし、今日もそうだと思うんです。ですから、そういう点は一致しておるわけです。

ただ、言論の府でございますから、さまざまな言論は取り交わしていった、そういう結果が、時間ばかり経ちましたけれども、しかし私は、このことが無意味であつたとは思わない。これが今後有効に効力を発していくんじゃないか、こう実は思つておるような次第でございますから、どうか言うべきことは言う、やるべきことはやってみよう、こういう視点に立つて、私もこれから国民の負託にこたえて通信委員会の中でもやってみよう、決意でございますから、そんな私の気持ちも披露させていただきます、いろいろな俳句で申し上げたこともございますし、失礼な言葉も申し上げたこともございます。ただ、人間社会、いろいろあるけれども、感情を持つてはいけな、そういうことをお互いの胸の中に入れながら、これから大臣も頑張つていただく、私も頑張る、こういうことで質問を締めくくつておきたいと思ふます。大変ありがとうございます。

○亀井委員長 次に、田中昭一君。

○田中(昭)委員 先ほども御紹介がございましたように、社会党としては、人に優しい情報通信をつくらう、こういうことをスローガンに掲げまして、いろいろと取り組んでまいつておりまして、そういう意味では、問題認識などについてそんなに大きな隔たりがあるわけございませんから、若干クダブる点などもあると思ひますけれども、数

点にわたつて質問ないしは御意見を申し上げます。

まず第一点は、今次、この通信・放送障害者利用円滑法案提案に当たつての基本的な考え方について、前段、御意見を少しお聞きしたいと思つております。

私も、この法案の提案がなされたということについては積極的にこれを受けとめまして、賛成の立場でございます。

私たちは、テレビなどの放送あるいは電話とかファクスなど、さまざまな情報通信機器を通じて、今、生活全般にわたるさまざまな情報の中で生活を営んでおる、こう思つております。今申し上げましたように、今日の日本の平均的生活は情報通信ネットワークの上に成り立っていると云つても過言ではない、こういうふうに思ひます。しかし反面、先ほども御提起がございましたように、ハンディキャップを持つた方々はこれらの情報化の利益から隔絶されている、こう言つてもいいんではないかな、こう思つております。

身近な例で申し上げますと、テレビが私たちの日常生活の基本的な情報手段として、もうなくてはならないものになっております。それから、私たちの生活を形成する文化の面でもその一翼を担つておる、こういうふうな言つてもいいと思ひますが、そういう今日ですら、聴覚に障害を持つた方々のアクセスというのは阻まれていて、こういう状態が現実が続いていて、この私は思つております。字幕放送の普及などでこの問題の大部分が解決されるはずだ、こういうふうには思ひますけれども、後ほど御提起をいたしますけれども、字幕放送の普及の点でも極めて不十分な状態が実態だ、こう思ひます。

それから、電話が日常生活の必需品となつても、これを生活の中で使用できない方々に対する対応も、私どもが少し人間らしい配慮をすれば大部分の問題について解決ができるだろう、こう思ひますけれども、これも極めて不十分であるといふのが実態である、私はこう思つております。

このように、情報通信の機器そしてシステム、ネットワークが鋭くスピーディーに発展する中で取り残されている方々がたくさんおられる、このことを私たちはもつと真剣に考えなければいけないんじゃないかな、こう思つております。とりわけ超高齢化社会が進む我が国においては、それがまさしくハンディキャップの問題でもあります、だれもがハンディキャップを持つことを前提としてそのような社会づくりを急ぐことが今日極めて必要だ、こういうふうには私は思つております。

ですから、先ほど申し上げましたように、日本社会党のシャドーキャビネットなどで、徹々たることではございますけれども、聴覚障害者のためのファクス電話帳を発行した。普通の方々のところには無料でこんな厚い電話帳が届くわけですから、その電話帳を引けばどこにでも電話をかけることができるわけです。それから、電話帳がなくとも電話番号を問い合わせることができるわけですから、ファクスで日常的に情報手段として使つておる方々については、ファクスで通信しようとしても、ファクス電話帳というのがないんです。こういうふうないろいろな問題点があるわけで、社会党がファクス電話帳を、東京都内しかできませんでしたが、なぜつくつたのかというのとはそういうところにあるわけでありまして、今申し上げましたような立場に立つ場合に、やはり今申し上げましたようなことについて、もつともつとお金も使うし気も使う、そういう態度が今日極めて必要ではないかな、こういうふうには思ひます。

そういう意味では、今回のこの法案の提案については先ほど申し上げましたように積極的に賛成でもありますが、これにとどまつておつたんでは、これはもう仕方がない、こう思ひます。この立場から、私は、まず第一点として、今後この種の問題についてどのような基本方針で郵政省としては対応されようとしているのか。特に、この基本の問題については厚生大臣の経験もおありの大臣に少し見解をお聞きをしたいと思ひま

す。

○小泉国務大臣 情報の時代において今いろいろな事業が行われていますが、特に、情報過疎をなくすとかあるいは格差をなくすというような事業も今盛んに進められております。今回の障害者法におきまして、ますます情報というものが必要になってくるときに、障害を持つておる方が情報の過疎の場に置かれてはならないと思ふのであります。

障害を持つてない方というのはどちらかというと情報過疎の傾向もある中で、そういう障害を持つておる方が必要な情報が入らないということではならないということで、今回も障害を持つておる方に対してどういう手段があるか、特に通信・放送に關して、そういう持つておる方も必要な情報に触れるような利用環境をできるだけ整備していかねばならないという趣旨に沿つていろいろな施策を講じていきたいという趣旨であります。特にその背景には、これから日本の社会も豊かになってくる、人に優しい社会といふますが、障害を持つておる方々のいろいろな事業に参加して、これは障害を持つてない方でも非常に大きな刺激を与えると思ふのであります。お互いが、障害を持つておる方も持つてない方も一緒にいろいろな事業に参加し、平等の観念でお互いの社会を形づくつておるんだという意識を持つてお互い助け合ひながらやつていく社会を築く上におきまして、今委員が御指摘のような視点も踏まえて、これから十分に取組んでいきたい。郵政省としても、単に郵政省だけの問題ではないと思ひますけれども、各省庁と連絡をとりまして、そういう障害を持つておる方の利用環境を整備していきたい、そう考へております。御協力をお願いしたいと思います。

○田中(昭)委員 わかりました。今後の郵政省としての御努力を特にお願い申し上げます。あつて、基本的な問題とか条文にかかわる問題について順序立てて質問するのが妥当だと思ひます。

けれども、きょうは私は午前と午後と二つに分けて質問するようになっておりまして、著作権の問題で文部省の方にも実は来ていただいておりますが、文部省の方がちよつと午後御用がおりだ、こういうことですから、ちよつと順番が飛びますけれども、まず、聴覚障害者のビデオ制作にかかわる著作権の問題について少しお聞きをしたい、こういうふうな思っております。

これは順序が逆でございまして、字幕放送をまずやります。我が国における字幕放送が、いろいろNHK、郵政省の努力などもございまして、だんだん拡大はしておりますけれども、後ほど申し上げますように、なかなか思うように進まない、こういう状況の中で、やはりこれだけでは聴覚障害者のいろいろな意見などを取り入れていくということは非常に難しい、こういうことで、ビデオの制作という問題があるわけです。字幕、いわゆる手話入りのビデオの必要性が増加をしている、こういうふうにお聞きをしておるわけです。このビデオライブラリーの貸し出しというのは、一九八九年から始まった障害者社会参加促進事業のビデオライブラリー事業によって、ほとんどの都道府県で実施をされている、こういうふうな聞いております。

そのタイトル数を見ますと、東京の聴覚障害者情報文化センター、これは先ほども質問がありましたように、厚生大臣によって設立認可された社会福祉法人ですけれども、ここで八百五十タイトルしかないわけです。これは、視覚障害者の場合、いわゆる視覚障害者情報提供施設である点字図書館の蔵書、本の数が、例えば私の選挙区でいいますと、熊本県のみでも一万タイトルあるわけです。これと比較してみますと極端に少ないわけですね。今申し上げましたように、いわゆる視覚障害者の場合には、点字図書館でいろいろ翻訳された蔵書が熊本だけでも一万ある。ところが、聴覚障害者のビデオというのは、東京の一番大きいところでも、今申し上げましたように八百五十タイトルぐらいいかない、こういうことになって

いるわけで、極端に少ないというふうな聞いています。

それはなぜかといえますと、いわゆる字幕ビデオの制作に時間がかかる、そう簡単ではない、こういうこともありますが、ネットは著作権の問題だ、こういうふうな実は聞いているわけです。これはもう私が言うまでもなく、視覚障害者は著作権法第三十七条第一項で自由に点字図書館の制作ができるわけで、その二項で、点字図書館及び関係施設で制作する録音図書は制限を受けていない、こういうふうな著作権法で明確になっているわけですね。ところが、聴覚障害者のビデオに関する著作権の例外規定というのは、これがないわけで、すべて著作権者の承諾が必要になっている、こういう事態になっているというふうな聞いています。

これは、身障者福祉法の改正で視覚障害と聴覚障害の施設が横並びになったにもかかわらず、著作権法で視覚障害者の方だけしか例外規定を認められていない、こういうことでありまして、これは明らかに矛盾だろうと思えます。それは、横並びがそう簡単にはできないということについて、理解できる点もないことではないのですけれども、しかし基本的には矛盾だろう、私はこういうふうな思っております。

この問題は、過去国会でも取り上げられまして、文教委員会においていろいろ議論がされて附帯決議が採択された、そういうふうな聞いております。その結果、先ほどから申し上げております、東京にある聴覚障害者情報文化センターが主宰をする字幕ビデオ共同機構が制作するものについて、この著作権処理が簡単にできることになったのでありますが、逆にその他の施設が制作するものは一切認められない、こういうふうになったのであります。

したがって、先ほど申し上げましたように、身障者福祉法に基づく情報提供施設というのは全国にたくさんあるわけであります、法制以前から聴覚障害者用ビデオ制作の実績のあるところも

何か所あります。熊本の場合にもそういう実績のある施設になっているわけです。これから各地に情報提供施設がつくられ、どこでもこの字幕、手話入りビデオの制作が行われることになると思うのですけれども、著作権の問題が解決しないと事業自身ができない、こういう問題点がある、そういうことを私は実は聞いておるわけでありまして、強い要請として著作権法の改正は不可能なのかどうか、こういう問題提起がございします。

それから、著作権法の改正というのが簡単にできないとするならば、法改正ができるまでの間、各地の施設が制作するものについて、先ほど申し上げましたように、著作権処理がスムーズにできる方法がないのかどうか。先ほど申し上げましたような字幕制作機構、ここでやっておりますように著作権の処理が簡単にできないのかどうか。この二つについての強い要請がございします。

私はこの内容についてよくわからない点もございしますけれども、しかしよくお聞きをいたしますと、聴覚障害者と視覚障害者の著作権法上の問題の中で、聴覚障害者の方々のビデオ制作などが十分にできない、こういう点についてはやはり考えて問題解決をしなければならぬのじゃないか、こういうふうな思っているわけでありまして、この点について、きょうは文部省の方もお呼びをいたしておりますから、著作権法との関係について少し御意見を伺うたい、こういうふうな思っています。

○伊勢呂説明員 お答えいたします。

著作権法の問題でございしますけれども、著作権法上は、視覚障害者情報提供施設、盲学校の学校図書館などの、盲人の福祉の増進を目的とした施設におきましては、「盲人向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができ」というふうになっております。

一方、聴覚障害者のための字幕ビデオの作成につきましては、このように無許諾で行うことは認められておりません。

この理由をいたしましては、一つは、視覚障害者のための録音テープの場合には、録音というのは原文のまま行う、または翻訳したものをそのまま録音するというのを前提としておりまして、一方、聴覚障害者のための字幕入りビデオにつきましては、せりふの要約とか省略というものが必要になります。そういう場合には著作権法上の翻案権というのが働きます。また、著作者の人格権でございまして同一性保持権というものが働いていて、著作者側の了解を一切とらなくてはいいという制度改正は非常に難しいのではないかと考えております。

二つ目には、字幕入りビデオについては、聴覚障害者という特定の用途を超えて、一般にも利用される可能性があるのではないかと、こういうふうなこともございします。

それから三つ目に、国際的な状況を見ましても、聴覚障害者のための字幕ビデオ作成を自由としている国は少ない。また、ユネスコとかWIPOの方でそういう視覚障害者の方々の著作権問題というのを検討したことがあるわけですが、昭和五十八年ごろでございしますが、ここにおきまして、聴覚障害者の方々の字幕入りビデオについては翻案権が働き、同一性保持権も働くことから、著作権者の許諾なく作成できるとすること、国際条約とか多数の国の国内法に適合しないというふうな報告が出てきております。

そういうふうなことで、聴覚障害者の方々の字幕入りビデオの作成につきましては、視覚障害者の方々の録音とは異なる事情にあるということを御理解いただきたいというふうな思っております。

現在、こういったことから、個々の著作権者からの許諾というところを行っておるのではございませんで、そういった個々の著作権者からの許諾というところに要します時間とか手間を、簡便な手続で権利処理するというところで、権利者側の方の権利処理を一本化する、それから聴覚障害者の方

も、利用者として窓口を社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに一本化をいたしまして、低廉な使用料で包括的な権利処理というような契約が結ばれておるわけでございます。これが字幕ビデオライブラリー共同機構と呼ばれる事業でございますけれども、これにつきまして、聴覚障害者の方々または地方の機関の方々の方から、作成されるビデオの数が少ないとか、番組の選定について要望が受け入れられないというような意見が一部にあるわけでございます。

そういった考え方を背景といたしまして、各県市においては、権利者と直接交渉をして字幕ビデオの作成を行えるような、そういうような要望があることは承知いたしております。しかし、これらの点につきましては、権利者側はいわば包括的な許諾を行っておりまして、すべての番組などにつきましても自由に字幕ビデオの作成を認めているというところでございまして、これは共同機構の体制の方の問題に起因する問題の部分もあるのではないかとこのように思っております。すなわち、字幕の作成とか挿入には専門的な技術を有するスタッフが必要でございまして、そういう人材養成というのは時間を要するというところから、すべての地方機関においてビデオを作成することは事実上困難だという状況があるのではないかと。そのために聴覚障害者の要望にすべて対応できないという状況が生じているというふうな推測されるわけでございます。

したがって、この点につきましては、共同機構の体制の整備とか運営において今後配慮いただきたいというふうに考えておりますけれども、共同機構の方では専門的能力を有しましたけれども、要約者の育成に努めているというふうな聞いております。それによつて聴覚障害者がより多くの字幕ビデオを利用できるようになることを期待しておるというところでございます。

また、仮に各地方機関におきまして字幕ビデオを作成することになりますと、そのための施設設備なりスタッフ等の整備が必要でござい

す。それから、総体としての経費も上昇するということになります。権利者との契約という点に限定いたしまして、包括的な許諾契約をする以上、現在の共同機構との契約の額、これを各県とか市に払ってもらわなければいけないということになるわけでございます。こういった状況だと認識しております。

ただ、著作権者の側におきましても、すべての権利者が包括的な許諾を与えるシステムというふうにはまだ完成いたしておりません。特に映画の著作物の分野において、アニメなんかの場合ですが、個別の権利処理を行わなければならないというような場合もあることも問題になっております。そういった問題につきましても、文化庁としても、引き続き関係権利者に対して、権利処理手続の合理化といいますが、そういったことについて指導してまいりたいと思っております。

○田中(昭)委員 いろいろ聞いていたのですが、なかなか難しい問題だと思つたのですが、法改正はなかなか難しいということですね。これはそれなりにわからないこともないわけですね。それで今すぐここで法改正の方向について検討するとかいうことは難しい問題が内在しているということについては、それなりに理解をいたします。

それで、いわゆる聴覚障害者情報文化センターが主宰する字幕ビデオ共同機構ですね。共同機構については、先ほど言ったように、文教委員会の議論などを通じて、著作権処理が簡易にできるといふことで、法改正はできないけれども字幕ビデオの制作がかなりスムーズにできる、こういう状況になった、これは大きな前進だと私は思います。

ところが、同じように全国全部、たくさんあるわけじゃありませんけれども、私が聞いておるのは、七カ所か八カ所あるというふうな聞いておるのです。そういうところでも、今まで共同機構と同じように地方で一定のスタッフをそろえて字幕ビデオの制作をやっておったところが、逆にできなくなつた。こういうことから困つた、こういう

要請が強く来ているわけですね。ですから、一定の、それなりのレベルに達しているといいますが、どういう水準かなかなか難しい点もあると思ひますけれども、一定の水準、レベルに達しておるような、そういう施設については、共同機構がやっておるよう、著作権処理がそんなに複雑な手続ではなく、時間もかからないような形でできるという、そういうことについては工夫をする余地があるのではないかな、ここはできるのではないかなというふうに思ふのですが、この点についてももう少し御見解をいただきたいと思うのです。

○伊勢呂説明員 先ほどお話し申し上げましたように、そういった要望があるのは承知いたしております。まあ、共同機構の体制の中で、その辺はどのようにやっていくかというのは検討していただきたいな。実は、権利者の方にとりましては、各地方機関から直接要望といいますが、自分の方で権利処理をしたいといふことはまだ権利者の方に要望はないわけではございまして、そういった共同機構の内部の、何といひますか、いろいろ各地方機関といふのは共同機構の支部みたいなものになるわけでございまして、そういうところでは、または共同機構でまとめてやるというのとは共同機構の方で検討してもらつたらいかかなというふうな思つております。文化庁の方からどううに思つておられますので、共同機構の方で検討していただければというふうな思つております。

○田中(昭)委員 それでは、今まで地方でつくつておつたビデオ制作、これは、共同機構総体としての著作権処理ができるようになっていくわけですが、したがって、共同機構内部の機能的な形で包括的に、今共同機構がやっておるような簡易なといひますか、著作権処理をやるといふことは可能だ、これに対しては、文部省といひますか、法的にはいろいろ問題指摘するものは何もない、共同機構の中の問題であつて、ですから、共同機構全体が、一定のレベルにあるという地方の施設で行うビデオ制作についても包含して一括著作権処理

理ができるということについては、内部的に工夫すれば可能だ、こういうふうな理解をしていいですか。

○伊勢呂説明員 熊本県の場合でいいますと、共同機構の支部に入つておまして、そういう意味では、共同機構の内部の問題としてそういう形で処理していただければ構わないのではないかと文化庁は考えております。

○田中(昭)委員 わかりました。きょうはこの程度にいたしておきまして、また改めて、この点についてなかなか実施上問題がある、こういう場合にはまた別途お尋ねをさせていただきたい、こういうふうな思ひます。

あと一分です。あとは午後いたします。

○亀井委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時一分開議

○亀井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田中昭一君。

○田中(昭)委員 午前中と主客転倒になるわけですが、次に、字幕放送の問題について若干御意見を申し上げたいと思ひます。

今回の法案は、聴覚障害者へ向けての字幕放送、視覚障害者へ向けての解説放送などを充実するために提起をされておるわけで、人に優しい放送というテーマからしても、むしろ積極的により拡充をしていただきたい、こういう立場で字幕放送について御意見を若干申し上げたいと思ひます。

日本の聴覚障害者が完全に、生活上欠かすことのできないテレビからも取り残されているのは先ほど私が申し上げたとおりであります。耳の不自由な方がテレビを見るのに字幕放送というのは欠かせないもので、したがって、欧米などでは国からの極めて積極的な対応もあつて、多くの番組が

楽しめるようになっていきたいと思います。我が国の場合、統計は若干変わつておると思いますが、一週間平均の放送時間は、特別のものを除いてNHKが十時間を若干超えておる。関東地方の民放五局を合せても約二十時間未満。その内容は、アニメであるとか時代劇が中心になっておりまして、地域格差も極めて著しいものがあると思ひます。

先般のNHKの事業計画の議論の際にも私申し上げまして、NHK会長からは、今後は一歩二歩の努力でなくて三歩四歩の努力をNHKとしてもしたい、こういう御答弁をいただいたわけで、私は、三歩四歩まで行くなら五歩か六歩ぐらいまで行つてほしい、こういう御要望を申し上げたわけですから。

アメリカの場合、週平均放送時間は五局で二百十五時間、最大ネットでは、午後七時から午後十一時までの全番組が字幕つき、しかも、ニュース、バラエティー、それからドラマ、おおむね全番組がこの字幕放送で楽しめる、こういう実態にあります。

時間がありませんから簡単に申し上げましたけれども、十分御存じだと思ひますけれども、今回の字幕放送の充実ということが法案として出されておるわけですが、どの程度の差が詰められていくのか、郵政省としては当面どの程度の水準を考えて努力をしようとしているのか、この点について、まず第一としてお聞きをいたしたいと思います。

○木下(昌)政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、アメリカ初め諸外国に比べると、文字放送の我が国の実施状況はまことにまだまだ十分とは言ひたいわけですが、今提出申し上げておられますこの法律の実施によりまして、字幕放送の助成につきましては、三十分の字幕放送の増加及び解説放送の三十分の増加ということが、十億円の基金に基づいて五千三百万円の利子に相当する額によって措置されるものと考えておるところでございます。

○田中(昭)委員 私どもが聞くところによりますと、字幕放送の費用は、三十分番組で二十万円以上、週一回のレギュラー番組では年間一千万円以上かかる、こういうふう聞いておるわけですが、この費用は放送局の負担となつておると思ひます。民放の各局では、事情についてはよくわかるけれども拡大は困難だ、こういう意見が非常に強い、こう聞いておるわけですが、アメリカの場合には、字幕制作経費の約四割は政府が負担をする、放送局が三割を負担する、残りを基金とか民間からの寄附で行う、こういうふう聞いておるわけでありまして、今回の法案で一定の措置ができると思ひますけれども、まだまだ極めて不十分ではないかな、こう思ふわけでありまして、

したがって、今後における費用負担のあり方などについて、今申し上げましたようなアメリカなどの例を考えながらも、積極的な努力をすることが必要ではないか、また、そのシステムをつくることも必要ではないか、こう思ふので、

○木下(昌)政府委員 ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどちょっと言葉足らずでございましたが、三十分番組を民放五局で、一週三十分番組一本という意味で、適合させますと五本可能だというふうにお聞きをいたしますので、補足させていただきます。

それから、ただいまの御質問でございますが、確かに欧米、特にアメリカにおきましては、国からの助成あるいは民間からの寄附金等によりましてかなりこの措置が充実したのになっておるわけでございますが、日本の場合には、アメリカと違ひまして、社会的な状況も異なりますし、同じようにはまいらないと思ひますけれども、私どもも欧米の先進国の実情についても十分調査しながら、何がやれるか、私どももこれからさらに精力的に検討してまいりたいと思ひますので、

○田中(昭)委員 今回提案のこの事業を実施するための予算についてですが、衛星放送受信対策基金の使途拡大とデータベース構築のための機構への補助金、こうなつておると思ひます。受信対策基金は、たしか難聴者対策のためだと私は思つておるわけですが、本来の目的達成に支障は出ないのかどうなのか、この点をお聞きをしたいと思います。

また、この受信対策基金の運用益の利益と若干の補助金の使用ではやはり極めて不足するんじゃないかな、心もとないんじゃないかな、こういうふうにお聞きですが、この点について再度お聞きをしたいと思ひます。

それから三つ目として、今回の法案というのは私は恒久法であると思ひます。しかし、受信対策基金という暫定基金を財源にしているということについて問題点があるのではないかな、こういうふうにお聞きですが、この点についてお聞きをしたいと思ひます。

○木下(昌)政府委員 ただいま三つ目まででございますが、一点目と二点目についてまず私からお答え申し上げます。

受信対策基金の使途拡大を行つても本来のこの目的達成に支障はないかということが第一点でございます。

当初、御指摘のとおり、NHKの地上波のテレビ放送の難聴聴世帯、当時の状況では十万人世帯あるというふうにお聞きをいたしまして、その中で既に衛星放送受信設備を設置しているものが一万世帯あるということ、九万人世帯の難聴聴世帯に対して、一世帯当たり衛星放送受信設備を十万円の四分の一を助成して十年間で解消するというところで、平成元年に補正予算で三十億円を創設したところでございまして、その後、難聴聴世帯調査を行ひました。難聴聴世帯が約七万人世帯に減少をいたしておりました。さらに、そのうち、既に衛星放送受信設備を設置している世帯数が一万四千世帯と推定をされまして、それに基づいて計算いたしました。現在、本基金助成対象世帯数は、当初の九万世帯から五万六千世帯に減少しているということから、本法律案が成立ししても受信対策業務に

支障はないというふうにお聞きをいたしてよろしくでございます。

第二点につきましては、この十億円をもとにした基金で助成するのは少ないではないかというお話でございます。私どももこれが多いとは思つておりません。もつとも欲しいところではございますが、とにかく、現在の財政状況のもとで、ひとまずこれでスタートさせていただいで弾みをつけた、こういう思ひでいければいいと思ひます。

○松野政府委員 三点目についてお答え申し上げます。

字幕放送や解説放送などの身体障害者向けの通信・放送サービスの充実という施策につきまして、郵政省としてこれに常に取り組みべき課題でありまして、暫定法で措置するのは不適当であるとまず判断いたしました。一方御指摘のように、この法律によりまして施策の財源としまして暫定の基金であります。平成五年から考えますとあと七年間ということになります。この衛星放送受信対策基金の運用益の一部を充てることになつております。

そこでさらに御指摘のとおりでございますが、いづれ将来御指摘の点が出てまいるわけでありますけれども、その時点時点で知恵を出す必要があるかと存じますが、関係の各方面に理解と協力を求めながら、継続的な財源の確保に今後努めてまいりたいというふうにお聞きをいたします。

○田中(昭)委員 積極的な今後の努力をお願いしたいのですが、関連をいたしまして、通信・放送機構の性格について簡単に御聞きをいたしたいと思います。

今回提案の法案に基づく通信・放送障害者利用円滑化事業という事業については、通信・放送機構の業務の特例として行う、こういうことになつておると思ひます。通信・放送機構の業務というのは、同法の二十八条において、第一項から第八項まで業務が決められておると思ひます。そのうち、御承知のように、第一から第三は衛星の関係

なっているわけで、したがって、強いて言うならば最後の項目に該当するのじゃないかな、こう思います。

しかし、御存じのように、特定通信・放送開発事業実施円滑化法が提起された際も、特例業務の追加、こういうことに実はなつたわけで、特例業務の追加というのが余りにも多くなつてくるのじゃないかというふうに思いますし、極めて便宜ではないか。通信・放送衛星機構ができた趣旨からしても、特例業務の追加が重なるという趣旨からしても、どうなのかなという疑問を実は持ちます。

したがって、機構本来の性格をこの際再度明確にしたいということ、今回の業務について、機構の特例とした理由についてひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。そして、今後このようにして次から次に機構の業務の特例がふえていくことになるのかどうかのなかなども含めまして、通信・放送機構の性格などについて少しお聞かせをいただきたいと思ひます。

○松野政府委員 三点にわたつてお尋ねがございました。

最初に、まず今回の業務を機構に行わせることとしたのはなぜかという点について簡単に申し上げますと、一つには、郵政省の通信・放送行政の整合性ということになりましょうか、機構が郵政省所管の認可法人ということでその業務を行っているということから一つ判断いたします。それからもう一つは、機構自体が、先ほど先生の御指摘にもございましたように、本来の機構法に基づくもの、それから円滑化法や基盤法等による業務を通じて、通信・放送分野の専門的な知識を蓄積しているということも加味して、今回の業務を実施するのに適当な法人であるというふうに判断いたしました。

そこで、特例業務とした点についてはいかがであらうかという点であります、今回の業務は、民間の事業を資金面で支援する施策でございます。従来から、例えば利子補給のようなケースで

ありますが、利子補給のように機構が間接的に民間の事業を資金面で支援する施策を行うという場合には、機構の特例業務として特例法で措置してきているために、本法案もこれに倣つたものであります。

ところで、この点につきましては昨年までもいろいろこの委員会で御議論ございまして、昨年、研究開発業務につきまして、本法を改正して本来業務としてお認めいただいたという経緯もございしますが、この機構に何でもという考え方はもちろん私も持ち合わせてはおりません。何にしても、通信・放送分野の発達に伴いまして今後新しい行政ニーズが発生してくるものというふうに予測されますので、その施策の性格を慎重に判断しながら今後対処してまいりたいということについて御理解をお願いしたいと思ひます。

○田中(昭)委員 わかりました。

横に少し飛びましたけれども、先ほどの字幕放送に、もとに戻りまして若干お聞きをいたしたいと思ひます。

御存じのように、アメリカでは字幕デコーダー法というのが成立をいたしまして、たしか、ことしから十三インチ以上のテレビには字幕受信装置の内蔵が義務づけられたというふうに聞いています。これで二十万台のテレビ市場が拡大をした、こういうことも聞いておるわけです。この字幕受信装置内蔵のテレビというものうち、七〇％が日本製のテレビでもある、こういうふうにはお聞きをいたしておるわけです。

我が国でも六十三年ごろからこの内蔵型テレビの生産販売がございまして、当初はかなりふえたわけですが、最近では非常にペースがダウンをいたしておりまして、生産が非常に見合はれておる、こういうふうにも聞いておるわけですが、アメリカでこの字幕デコーダー法に基づいて字幕受信装置の内蔵が義務づけられたということなどについて、先進国である日本としてもやはりこの法制を求めるべきではないかな、こういう意見が非常に強いわけですが、政府は極めてこの

点についてはまだまだ消極的だ、こういうふうな聞いておるわけです。この点についての考え方をひとつお聞きをしたいと思ひます。

○木下(昌)政府委員 アメリカでは御指摘のように、デコーダー回路法が一九九〇年に成立いたしました、一九九三年、本年の七月一日に発効する予定でございます。今の御指摘のとおり、十三インチ以上のテレビジョン放送受信機につきまして、字幕放送を表示するためのデコーダー回路を内蔵しなければならぬというふうな規定が主な内容でありまして、そういった規格に従わないテレビジョン放送受信機については、州際交易、製造、組み立て、輸入を行つてはならないという非常に厳しい内容のものでございます。

これにつきましては、私も、確かに、義務づけるといふことは文字放送の普及に非常に効果的であらうというふうには思ひます。しかしながら、日本の文字多重放送の場合には、日本語の特性等によりまして、アメリカの方式に比較いたしまして複雑にならざるを得ないというところがございます。

現在、技術的には、文字多重放送の受信機能の内蔵によりましては、数万円程度の価格の上昇が生じるというふうに言われているわけでありまして、したがって、義務づけをすれば、これをすべての消費者に御負担をいただくというような問題が生じることになるわけでございます。確かに文字多重放送受信機の普及という点からは利点があるわけですが、片やそういった問題もございまして、やはり今後長期的な課題として検討してまいる必要があるかというふうに考えております。

○田中(昭)委員 経済大国である我が国が、アメリカでできることが日本では長期的に検討しなればできない、こういう答弁では全く私は納得できない点がございます。もう少し技術的な改良なども必要だということについてもそれなりに理解をするわけですが、やはり積極的な対応が必要ではないか。その場合に、情報通信分野における指導的な役割を果たす郵政省の責務、任務と

いうのは極めて大きいのではないかな。こういう立場から、今後さらなるこの問題についての検討と努力を、長期的と言わず短期的、どうしても長くても中期的ぐらいには目的が達成できるように努力をしていただきたいということを一つとして申し上げたいと思ひますが、いかがですか。

○木下(昌)政府委員 法制的な義務づけの問題については今申し上げたとおりでございますが、この文字放送受信機の普及の問題につきましては、ただいろいろな要素があると思うわけでございます。この文字放送自体の普及のために、メーカーそれから放送事業者、それぞれ関係する諸団体を含めまして、私ども郵政省が音頭をとりまして、どういふところに問題があるのか、何を解決したらいいのか、早急に検討を始めたと思ひます。

○田中(昭)委員 よろしくお願ひを申し上げます。

そこで、これに関連いたしまして、きょうは厚生省の方からも来ていただいておりますから、ひとつ御意見をいただきたいと思ひます。

今申し上げましたテレビは、内蔵型とアダプタ型があると思ひます。これを厚生省の身障者の日常生活用具として給付等の実施要綱の別表に追加をすることができないのかどうか。例えば東京都を含まして一部の地方自治体では、わずかにすけれども実施をしているところがありますけれども、先ほどから再三申し上げておりますように、テレビというのはまさに生活の必需品である、こういう立場に立つ場合、身障者の日常生活用具として給付など実施要綱の別表に追加をする、もうこれぐらいの努力はしているのではないかな、私はこういう気持ちを実は強く持つわけですから、この点についての厚生省の御見解をお聞きたいと思ひます。

○松尾説明員 お答えいたします。日常生活用具の給付品目の取り入れにつきましては、これまで関係団体等の御要望をお聞きするとともに、その必要性、緊急性等を総合的に勘

案しまして、予算措置により優先度の高いものを選定して毎年取り入れてきております。例えば聴覚言語機能障害者関係では、平成三年にファクス、あるいは平成四年度に携帯用の意志伝達装置、平成五年度は、補装具でございますが、骨導式補聴器等を新たに追加したところでございます。

先生御提言のデコダー内蔵テレビを日常生活用具に取り入れることにつきましては、関係団体からの要望があることは承知しております。ただ、各障害種別に数多くの要望がございますので、大変厳しい検討が必要ではないかというふうに考えております。

それから、デコター、デッキをという問題につきましましては、非常に特殊性がございますので、またこれは検討させていただきたいと思っております。

○田中(昭)委員 厳しいとおっしゃるわけですが、私は、再三言うように、まさにテレビというのは生活必需品だと思います。そういう意味ではもう少し積極的な御検討を、厳しいと言っただけじゃなくて、していただきたい、こういうふうに強く申し上げておきたいと思っております。

それから最後の発言ですけれども、アダプターは検討に値するけれども内蔵型はちょっと難しいというニュアンスの御答弁なんです、これはまさに官僚的発想ではないかと私は思っています。ここはやはり乗り越えることが必要じゃないかな、こう思うんです。内蔵型はテレビそのものだからいけないという発想だろうと思うんですけれども、これは中に入っておるか外にあるかの違いであって、このところで迷うということは余り常識的ではないんじゃないかな、こう思うんですが、この点もうちょっとお聞きをしたいと思っております。

○松尾説明員 日常生活用具はその器具そのものを給付、貸与するという仕組みになっておりますので、テレビ全体を日常生活用具として給付に取り入れるというのは、その予算の枠なり、あるいは

はこれから検討するにしましてもいろいろ議論があるだろうというふうに理解をしておるわけでございまして、それはむしろ厳しい状況にある。アダプターでございまして、まさにそのものを必要な方に給付をするということでありまして、聞くところによりまして今は非常に高額でございますが、大量生産になればこれもぐっと下がってくるというふうに関心しておりますので、そういう意味で検討としても非常に我々取り組みやすい、こういうことでありまして、テレビ全体につきましましては、ある意味ではもう少し時間をいただきたいという意味でございまして。

○田中(昭)委員 先ほど申し上げましたように、もう少し積極的に実現ができるように御努力をいただくように強く申し上げておきたいと思っております。

あと時間もございせんが、最後に、先ほど支部委員からなどいろいろ提起があったと思いますが、すけれども、情報通信分野だけをとりましても、このようにハンディのある方々の立場に立っていろいろな施策を講じよう、こういう場合、情報通信分野の中でも郵政省だけではこれは対応ができない。厚生省との関連もある、それから自治体、自治省との関連もある。

例えば、一例ですけれども、公衆ファクスが欲しいという要望が非常にございます。私たちが調査に行きました。例えばあの広い駅構内にどこを探してもファクスというのがない。隅っこの方に一つあるけれども、置き場所もわからない。しかし、電話がかけられない方は、例えば自宅に連絡をするにしてもこういう公衆ファクスが必要だ、こういう意見が出てくるのは当然なんです。その場合には、それは一体どこがやるのか。公衆ファクスというものを設置をして、そこに案内板をつけて、そして聴覚障害者の方々が駅に来て連絡をしたい、どこに公衆ファクスがあるかという場合、探す。

こういう問題については、郵政省が一生懸命知恵を働かせてやらなければいけないのか、あるいは

は厚生省の問題なのか、あるいは自治体の問題なのか、あるいは運輸省の問題なのか、あるいは駅に入っている営団地下鉄とかJRとかそういうところの責任なのか、これはよくわからないわけ、そういう意味では一つ一つ取り上げてみまうと、先ほど冒頭申し上げましたように、ファクスの電話帳をつくるという場合に、ファクスがあっても電話帳がないから使えないという場合に、どこがそれじゃ責任を持ってファクス電話帳をつくるかといった場合に、それは郵政省の仕事なのか、NTTなのか、NCCなのか、あるいは地方自治体がつくるべきなのか、これもはっきりしていないというようにございまして、私は、今日の縦割り行政の中で、やらなければならぬという認識については全部合いますけれども、一つ一つの問題になりますとやはり縄張りがあつてなかなか難しい、こういう問題があるをつくづく考えておるわけでは、そういう意味では、今後この種の問題については縦割り行政を乗り越えて、横の連携を強めて乗り越えていく、こういうことが必要ではないかと思っております。

アメリカではアメリカ障害者法、ADA法というのでございまして、こういう問題についても乗り越えておるわけで、私は、日本の場合にも、ADA法に倣ってJD法ぐらいのものをつくる必要があるのではないかと、こういうふうには思っておりますが、この点については、最後に大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○小泉国務大臣 確かに、郵政省だけではなくて、障害者という立場を考えると厚生省もあると思います。あるいは今のファクスの点を考えますと、JRとかあるいはNTTの協力を得なければならぬ。それで、どういう形でやっていくか。各省の連携が必要でありますので、この点は、通信・放送の分野においては郵政省ですけれども、多面的な面から各省連絡をとってやるような対策が私は重要だと思っておりますので、通信・放送分野におきましては郵政省も一生懸命やります、その他のいろいろ関連する問題につきましましては

やはり政府間でいろいろ連携をとりながら、障害者を持つていらっしゃる方が通信・放送はもちろん情報社会において少しでもいろいろ利用できるような、環境整備に一生懸命努力をしていきたい、そう思っております。

○田中(昭)委員 時間が参りましたので終わりますが、郵政省も頑張っていたかと思いましたが、横の連携をとるだけではなくて、その連携をとったことについて、どこが総括的に責任を持つてやるかという責任の所在をきちんとすることが必要だ、私はこう思いますから、その点も含めて今後の御努力を強く要請を申し上げまして、質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○亀井委員長 次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 今からお時間をいただきまして身体障害者の利便の増進に資する法案を質問させていただきます。この法案は大体二カ月以上前にやる予定で私も準備をしておりましたが、大分準備はしたのですが、改めて見てみると非常に行き届かない点もあつたりで、ちょっと質問の内容もまた変わつてきたりしておりますので、二カ月前の問題意識と若干ずれた質問になるかと思っております。また、問題点等が比較的絞られておりまして前の委員の方とダブるところがあるかもしれせんけれども、そのところはよろしく御答弁の方をお願いしたいと思います。

まず、基本的な考え方をお伺いしたいのですが、郵政行政として、これからの、例えばこの身体障害者の問題とか、まだまだたくさん残されている問題があると思うのですけれども、そういう問題に対してどういうふうなかわり方をなさろうとしているのか。これは大きな未来の問題になると思っております。

例えば私の選挙区、高知県であります、そこにもちよつと離れた島に住民の方もありつやいます。そういうところは、例えばお医者さんがいない。そこで考えられているのは、そこに高度情報通信を利用してお医者さんがその場にいらると

同じような形で診断をするようなことも考えられないか、情報通信を利用してできないだろうか、こういうふうな案も実は出てきております。

そういう意味で、大臣のお考えとして、福祉政策または医療政策、大きく言えば厚生行政とのドッキングというのでしょうか、そういうものに対して郵政省としてどのように今後かわっていくお考えがあるのか、どういふふうにしたいと思っていられるのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 この障害者に対する施策というのは、今いろいろなお話を聞いているうちに、どが主管であって連携をとるかという話もありましたけれども、基本的には厚生省かな、今お話を伺ってそのような気がしております。特に、障害を持つという方も一般市民と同様に生活できるような生活環境をつくっていくというふうな考え方というふうなノーマライゼーションの観点、これがやはり基本でなくてはならないと思います。

そういう観点から、郵政省としては、通信・放送分野において、特に情報の面において障害者のためにもできるだけ利便を図るような環境をつくりたい、その一環として今度の法案を提出して今御審議をいただいているわけですので、基本としてはいわれるノーマライゼーション、完全参加、平等の形でどうやって障害者が一般市民とできるだけ活動をとることができるかという観点から、郵政省としてできる措置を考えていきます。

と同時に、いろいろ午前中からの御審議にもありましたように、また御意見にもありましたように、これは郵政省だけではできません。また厚生省だけでもできない。基本的に厚生省が主導する場合においても、各省が意見をもち合って、縦割り行政の弊害を是正しつつ連携しながら、一歩でも二歩でも前進していくような施策を講ずることができれば、そういうふうな考えております。

○石田(祝)委員 続いてお聞きしますが、この法案の名称について私は若干疑問がございます。

「身体障害者」というふうになっておりますけれども、障害を持つていられる方はたくさんいらっしゃるわけですね。これは身体障害者という形でまとめますと、障害を持つていられる方々でそれ以外の方が非常にその網の目からこぼれる可能性があるので、ですから、私は、なぜ「身体障害者」ということにしているのだろうか。過去の郵政省の法案の附帯決議等を見ましても、午前中にも通信政策局長の御答弁がありましたが、電気通信基盤充実臨時措置法の附帯決議も、この場合は「心身障害者」というふうになっていくんですね。心の障害の方も入っております。ですから、そういう形で附帯決議がなされておつて、なぜ今回、身体というふうに具体的にしてみましたのか、そういう、ヘルプするというふうな、利便に資する範囲を狭めてしまったのか、これが私の疑問点なんです、これはどういふ経緯なんですか。

○松野政府委員 今回の施策は、これも朝方いろいろ御説明申し上げておりますように、視聴覚障害者などの身体上の障害のために放送や通信のサービスを利用できない人々につきましてその利用を円滑化しようとする趣旨であり、また、その趣旨を明らかにするために法案の名称に身体障害者という用語を用いたという経緯になっております。

御指摘のように、平成五年度の予算編成過程におきまして、当初身体障害者や高齢者などというふうな言い方をしておりました。これは実は高齢者を対象から外すという趣旨ではございませんで、確かに今日の状況を見ますと、厚生省さんで調べられたデータを見ましても、六十五歳以上の五割以上の方が何らかの身体障害をお持ちになっている。特に視聴覚障害、聴覚障害に至りますと、六〇%近い方が高齢者即身体障害者という重複した現象が今進行しているふうなことも勉強しております。したがって、身体障害者という対象にすることによって、実は高齢者の中で視聴覚障害、聴覚障害をお持ちの方々も当然施策の対象としては

含んでおるという認識で私ども対応してまいったわけでありまして。

それから、心身障害者の場合ですが、これも実は法律をつくる際の一つの制度的な、技術的な側面もあるのですが、極力法律の目的を法律の題名に具体的に書くというのを心がけてきておるわけですね。今回の施策はいわゆる精神に障害のある方々を直接は文字放送それから解説放送では対象とせず、むしろそちらの方の対策というのはわかりやすい放送番組をつくるという趣旨からの対策の方にゆだねるべきものである。それはそれとして大変大事な問題で今後努力しなければいけませんけれども、そんなことで今回の法律のタイトルには「身体障害者」というふうになった経緯がございます。

説明が行き届かぬ点もあると思いますが、ひとつ御理解をお願いいたします。

○石田(祝)委員 高齢者のこともお聞きしようと思つたのですが、局長の御答弁だと身体障害という中に高齢に伴う体の障害も入っているんだ、こういうことですから、私はそれはそれで結構だと思つていますが、そうすると、体の方の障害のある人と心の方の障害のある人、これは明確に分かれておりました、両方合わせて心身障害という形で呼ばれているわけですから、そういう心と体の両方の問題もこれからやっていきますよというの、たしか平成三年のときの附帯決議の趣旨であらうと私は思ふんです。そのうちの一つの体の方の障害のある人は今回の法案で一歩前進をさせよう、これはよくわかりました。

そうすると、今回この法案で漏れているというふうには私は感じますけれども、そういう精神に障害のある方、心の障害の方は今後また新しい施策をお考えになって、さつきおっしゃったような例えばかりやうい放送、そういう形で進めていかれるのかどうか、これは今後の問題であります。そういうお考えがあつて今後やられるのかどうか、それだけお聞きをしておきます。

○松野政府委員 御指摘のように、いわゆる心身

障害者と情報通信のかかりということになりますと、私どもの今回の法律案は身体障害者を対象にしているというところで一歩前進ということになるかと思ひます。それで、通信・放送を利用する方々というのはさらに範囲が広がりますので、今御指摘のような点も十分踏まえて今後行政を進めてまいらるべきものというふうな思いを私、私、先ほど例として、例えば放送番組の内容を大変わかりやすくすることが実は精神に障害を持つていられる方々にとつても大事なことでありまして上げましたのは、そのこと自体も大変大事な私どもの行政の役割であらうということを念頭に置いて申し上げたつもりであります。一生懸命努力してまいらる分野であらうと思ひます。

○石田(祝)委員 それでは、今後の課題ということではぜひ取り組んでいただきたいと思ひますが、この法案が成立をしますとどのくらいの人々が恩恵を受けるか、これは計算をしていただいていると思ふんですけれども、具体的に数字が明確でありましたらお答えいただきたいと思います。

○松野政府委員 お答えの仕方が若干難しいお尋ねであらうかと思ひますが、平成三年の十一月の厚生省におきます調査によりますと、字幕放送を利用する可能性のある聴覚言語障害者が三十五万八千人でございます。それから、解説放送を利用する可能性のある視聴覚障害のある方が三十五万三千人というデータがございます。それらの方々が今回の施策で恩恵を受ける可能性があるというふうな理解するわけでありまして。

また、先ほどもお話が出ましたが、一般的に高齢者の方々にとつても十分利用できるものであらうと思ひます。ただ、機器を保有する必要があるという面もあるわけでありまして、厳密な意味での正確な数字ということになりますと、どのくらいの人々が恩恵を受けるかということにつきましては大変お答えが難しいのでございしますが、今申し上げましたような数字でひとつ御理解をお願いしたいと思ひます。

○石田(祝)委員 これは、厚生省の数字の三十五

万三千人、または聴覚言語障害の三十五万八千人、これらの方が恩恵を受ける可能性がある、こういうことであるかと思ひます。

先ほどからも質問が出ておりましたが、身体障害者の電話ボックスですね。私もあつちこつち回りますけれども、余り数がないように思ひます。例えば数が少ない上に健康者が使つておたり、いろいろな意味でなかなか使いにくいんじゃないかな、こういうふうに思ひますが、この身体障害者の電話ボックスの現状と今後の設置の見通しですか、これは具体的にどのようにお考えになつていらつしやるのか、お願ひします。

○白井政府委員 お答え申し上げます。

車いすに乗られた方が車いすに乗つたまま公衆電話が利用できるというような電話ボックスの設置をNTTにおきましては昭和四十九年以降進めてきておりまして、昨年度末で二千五百台といふところまでまいりました。この電話ボックスというのは、車いすに乗つた方が使われるといふことを頭に入れておるものですが、扉が非常にあけやすいとか、あるいは電話機が比較的手の届きやすい低い位置にありますとか、あるいは床面積を広くとつてありますとかいふようなボックスでありますけれども、先生のお話のように御要望もかなりあるようでございまして、NTTとしては本年度さらに百台の増設をするという計画を持つてゐると聞いております。

○石田(祝)委員 私は、これはやはりまだまだ数が少ないと思ひますので、今年度百台というのは、まあ今年度の予算といふこともあろうと思ひますが、もう少しふやしていただくように、これはもうぜひ御指導いただきたいと思ひます。

それから、続きまして、字幕放送と解説放送についてお伺ひしたいのですが、三月に質問をする予定で資料をちょうだいしましたその資料と、若干延びましたので新たに四月現在の資料をいただきますと、解説放送等は若干ふえておりますけれども、この中で、一週当たりの時間数、解説、字幕、それぞれ今何時間になつてゐるでしょうか。

か。

○木下(昌)政府委員 放送時間数は地域によって異なりますけれども、ちなみに関東地区におきましてNHK及び民間テレビジョン放送事業者全体の一週当たりの放送時間は十五時間五十分でございます。字幕放送でございます。解説放送を実施しているのは、NHK及び民間テレビジョン放送、三十社であります。同様に関東地区におけるNHK、民間テレビジョン放送一週当たりの放送時間を見ますと、九時間十九分になつております。

○石田(祝)委員 この資料は五月の数字だと思ひますが、私が去年の段階でといふことではいたいたのよりも大分ふえております。私はこれは非常に結構なことではないかと思ひますが、先ほどからも同僚の議員も御質問をされておりましたけれども、まだまだ諸外国と比べてどうか、これは素朴に率直に感じる点でありますけれども、御質問答へるかもしれないが、例えばアメリカなどはどのぐらいの数字、一週間に字幕放送、解説放送行われているのでしょうか。

○木下(昌)政府委員 アメリカは字幕放送は大変よく実施されておりますが、三大ネットワーク、公共放送局、ローカルテレビ局、それからケーブルテレビ局等におきまして一週間当たり延べ五百時間以上実施されております。三大ネットワークのプライムタイムの定時番組はすべて字幕がつけられてゐる、字幕が大変よく行われておる。また、解説放送につきましては、公共放送局によりまして一週間当たり約十四時間実施されてゐると伺つております。

○石田(祝)委員 私は、アメリカは五百時間、こういうことで大分時間数も差があると思ひますので、局長おつしやつたようにアメリカはプライムタイムほとんど入つてゐる、こういうことでありますから、これはぜひとも時間数がふえるように御努力をお願いしたいと思ひます。私はその後、手話放送についてお伺ひをしたのです。

実は手話放送の時間数も資料をちょうだいいたしました。手話通訳つき番組の放送時間は、昨年の十二月段階で関東地区では二十三番組、十三時間二十五分、こういう資料でありました。今、一回改めていただきますと、二十番組、十二時間五十分、こういうことで、番組数が三、時間数で三十五分減つております。こういうことで、これは若干郵政省の意気込みとは逆な方向にこの手話放送に關しては向かつてゐるのじゃないかという気がいたしますが、この事実關係はこれは間違つてないでしょうか。

○木下(昌)政府委員 現在手話放送を実施している放送事業者は、平成四年八月現在で見たところでございますが、NHK、民間テレビジョン放送事業者、九十四社が定時番組を実施しているところでございますが、このうち関東地区につきまして手話放送を実施している放送事業者は、NHK、民間テレビジョン放送事業者八社でありまして、その放送時間はたゞいまお話しのとおり、一週間当たり全体で十二時間五十分といふふうに伺つております。

前と減つてゐるではないかというお話でございますが、具体的にどういふ番組がどうかといふことについてさらに調べてみたいとわかりませんが、現在数字としては十二時間五十分となっております。

○石田(祝)委員 私のいたいた資料には番組名全部載つてゐるんです。私も精査をせずに、どの番組といふふうにはチェックしておりませんけれども、いたいた資料の中でも明確に三番組減つてゐるというところでありますので、これはせつぱくこういう形で法案を審議してゐるわけですから、ぜひこれは、放送事業者の自主性ということももちろん一番大事なことでありますけれども、これは協力を依頼していただく以外にないと思ひます。また今回、こういう形で補助金とかいろいろのな利便に資することをやろうと御努力をいたしたいのですが、これはいかがですか。

○木下(昌)政府委員 私どもも手話番組がふえていくことを期待してゐるわけでございまして、放送事業者に対して機会あることに指導してまいりたいと思つております。

○石田(祝)委員 これからは手話について若干お伺ひをしたいと思つてゐるんですが、先ほど、午前中各委員からもお話ありましたが、NHKにも私視察に行かせていただいて、手話でやっているのを実際見せていただいたりいたしまして、大変だな。きょうも午前中からずっと手話で傍聴をされてゐる方もいらつしやいますし、いろいろな意味で、これからそういう方たちの利便を図るためにもぜひお願ひしたいと思ひます。

それで、手話通訳のことも、厚生省、きょう来ていただいておりますので、お伺ひをしたいんですが、この手話通訳は今試験を行つておりますが、手話通訳で試験に合格された方、何名ぐらいで、全国的にどういふふうな分布になつてゐるか、ちよつと教えていただきたいと思います。

○松尾説明員 お答えいたします。

平成元年度から、手話通訳でも高い技能を有するといふことで手話通訳の公認試験を実施しております。四回ほど実施しておりますが、現在五百十三人がこの公認試験に合格しております。全国的にはばらついておりますが、全くない県と一県だけございまして、まあ平均的に分布しておりますが、特に東京都は多いという状況にございます。

○石田(祝)委員 そういふ形で四回試験をして、手話通訳の試験で今五百十三名合格された方がいるわけですが、これで、きょう自治省にも来ていただいておりますので、私は政見放送についてお伺ひをしたいと思ひます。

いろいろな方がお話を聞かれておりましたけれども、自治省に政見放送という観点でお伺ひしますが、まず、選挙の際の政見放送において障害がある人々のために何か利便を図つてゐるかどうか、まずそのことを教えていただきたいと思います。

○中野説明員 お答えします。

選挙における政見放送について、身体障害者への利便を図るためどのような施策を行っていただくかというふうな御質問でございますが、まず、聴覚障害、いわゆる聴覚と言語に障害のある方が立候補された場合でございますけれども、そのときには、政見放送の録音、録画に際しまして便宜を図るために、あらかじめ候補者から提出された原稿につきまして、その放送事業者が録音したものを候補者が使用する的方法により、その政見を伝えることができるようにしたところでございます。

○石田(祝)委員 ということは、具体的にはやっておられることは、そういう不自由な方が立候補するに際して、その預かった原稿を代読する、こういう形のみということでありまして、これは立候補するという被選挙権の行使、この観点からやられていこうと思ふんですが、じゃ、選挙権の行使という観点から、例えば耳の不自由な方は何をしゃべっているか結局わからないわけですね。そういう観点で、非常に大事な選挙権の行使ということに際して手話放送、こういうものができないだろうか、こういうふうな気が私はするんですが、これはいかがでしょうか。自治省の課長さん、これはできますか。

○中野説明員 お答えいたします。

政見放送に手話通訳を導入できないかというふうな御質問でございますが、手話通訳の導入につきましては、昭和六十一年から学識経験者から成ります政見放送研究会を設けて、その調査研究を進めておるところでございます。現在まで十回の研究会を開催いたしまして、政見放送に手話通訳を導入するとして場合に解決しなければならぬ課題について具体的に検討を進めていただいております。現在その結論を待つて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石田(祝)委員 これは政見放送研究会における検討を待つてということですが、六十一年から七年間もかけてずっと検討していただいているわけでありすけれども、その政見放送研究会

の結論を待たなければならぬ。この問題は非常に大事な問題でありますので、ぜひともこれは前向きに検討していただきたいと思ふんですが、問題になっているというのはいくつかの点がある。結局いつかかるわけでしょうか。

我々考えたら、手話通訳の試験を厚生省がして、厚生省が認めたような形で能力のある人が全国で五百人いる。そういう中で、例えば選挙は一期にどつと重なりますので大変かとも思ふんですが、そういう方々に御苦労いただいて、これはレベルがある一定に達しているから試験に合格するわけであって、そういう方々をお願いして手話通訳で、どういう政見を持つていのか、どういふ考え方をしているのか、そのことを広く知らしめて、そういう不自由な方に選挙権を立派に行使をしていただく、これは非常に大事なことで、私は思ふんですが、これは手話通訳との関係でできないものなんじゃないかな。そういう試験に合格している人が五百人ぐらいいるわけですから。

その点、厚生省の方の問題もあるかもしれない。人数がちよつと少ないということもあるかもしれない。その点、厚生省、自治省、いかがでしょうか。

○中野説明員 お答えいたします。

先ほど厚生省からお話ございましたように、現在試験に合格されておられる方が五百何名いらつしやる。ただ、その中身を見ますと、各県ごとに非常にばらつきもありますし、また、一人もいらつしやらない県もあるというふうなこともお聞きしたところでございます。

政見放送に手話通訳を導入するかどうかという問題には種々あるわけでございます。一つが、先ほどからお話ございましたように手話通訳士の確保の問題、これが一つあるわけでございます。

そのほかに、手話通訳自体から生じる問題というものもございます。例えば、公職選挙法の百五十条一項には、政見は、その候補者の政見をその

まま放送しなければならないというふうなことになっておりまして、手話通訳そのものが政見に当たるかどうかという問題もあるわけでございます。

そのほかに、手話通訳士自体に関する問題というところもございます。例えば、手話通訳士の属性、性別とか年齢、容姿、あるいは著名度とか、あるいは技術力とか、いろいろ候補者間に不公平を生じないかどうかというふうなことも検討しなければいけないということもござります。

それから、手話通訳の確保の問題と同時に、画面処理の問題、いわゆる技術上の問題でございます。

こういう問題もいろいろござりまするものですから、それらをあわせて、政見放送に手話通訳を導入することについての諸問題につきまして、現在政見放送研究会で検討をいただいております。その結論を待つて対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○石田(祝)委員 厚生省の方は。

○松尾説明員 手話通訳士につきましては、選挙以外でもあらゆる場面で手話通訳の不足がござりまする。我々といましては、三つの方法によりまして養成を緊急に行つておるところでございます。

一つは、都道府県、指定都市で行います養成事業、それからもう一つは、全日本聾啞連盟に対しまして、その養成事業を行う指導者の養成をお願いしております。それからもう一つは、国立身体障害者リハビリテーションセンターに上級課程やら中級課程等の手話通訳の養成課程を設けております。こういうことで手話通訳の養成確保に努めているところでございまして、先ほど申し上げました五百十三名は、まさに最高の技術を持ちます手話通訳士の資格を取った者が五百十三名というわけでございます。むしろこういう最高の技術を持つように、大いに養成、研修を行つていきたいと考えております。

○石田(祝)委員 これは、手話通訳士の合格者と

いうんでしょか、そういう資格を持つて人の拡大とともに、聴覚障害の方の参政権の一環として、ぜひこれを私は前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。ですから、そういうものに対してこの法案が援助になるようにぜひ考えていただきたい、私はこういうふうに思ひます。

それでは、この法案、特に反対する理由もございせんし、私は非常に結構な法案だと思いますが、逐条的に、わからないところがござりまする。ぜひこれはお聞かせをいただきたいと思ふんです。

特に、第三条の基本方針、このところで、郵政大臣がその他の行政機関の長に協議しなくてはならない、そういうことが書いてあるわけですが、どういふ方々を言っているのか。また、私、素直に考えますと、なぜ相談をしなくてはならないんだらうか、こういう疑問点があるんですが、これは大臣が相談しなくてはならないということですから、大臣の方から御答弁をいただければいいと思ひます。

○松野政府委員 少し事務的に説明を要する点がありますので、私からお答えさせていただきます。

第三条の基本方針を定めたり変更する場合の協議の条項でありますけれども、結論的に、「その他の関係行政機関の長」と第三条にあります内容は、大蔵大臣を予定いたしております。この考え方でございますが、基本方針の策定に当たりまして、事業の推進に密接に関連する施策を所掌する省庁との間の協議を行い、より効果的な施策の推進を図ることが適当である、これが基本でありまして、厚生大臣と通産大臣は名前を挙げてそこに列記してあります。ただ、大蔵大臣の場合には、通信・放送機構の金融関連業務を監督するという観点から、利子補給業務という点につきましても部分的な共管大臣という扱いになっております。大蔵大臣と協議を行う必要があるのですが、そこら辺に思ひをいたしまして、あえて

名前を挙げないで「その他の関係行政機関の長」の中に含めるということで対応したわけであります。

それから、協議をしなければならない理由ですが、厚生大臣につきましては、これは、厚生省の所掌いたしております身体障害者の福祉の増進等が我々の事業の内容と密接に関連するため、調整が必要になるという観点がございます。それから通産大臣であります、この通産省の所掌にかかわります電気通信機械器具の生産、流通の面でございますが、これらが今回の法案で予定しております事業の内容と密接に関連するため、やはり調整が必要になるという観点から協議が必要であるというふうに規定しているものでございます。

○石田(祝)委員 続きまして、この法律で、この法律の目的達成のため、通信・放送機構に業務を行わせるということになっております。これは、私も読んだときに、なぜこの通信・放送機構にやらせなくちゃならないのか、ほかに適当なのはなかったかというのが率直な疑問点なんです。

こう見ていきますと、通信・放送機構というのはたくさん事業をやっている、また新たに追加をする、当初の目的からほとんど外れていつているんじゃないかな。また極端に言えば、どんな仕事も通信・放送、郵政省ですから通信・放送ということになるわけですが、そういう形でほとんど仕事の受け皿として、何でもそこにやらせればいいんじゃないか、ですから、通信・放送機構自体が非常に変質してくるのではないかと、危険も持ちますけれども、なぜこの通信・放送機構にこの業務を行わせるようになったのか。

この通信・放送機構でなくてはならない理由は何があるのか。これは素朴な疑問でございますけれども、これはいかがでしょうか。

○松野政府委員 今回の法案で予定しております具体的な支援施策といたしまして、助成金の交付でありますとか利子の補給等を予定しておりますが、これらの業務をなぜ通信・放送機構に行わせることとしたのかということですが、一つ

は、公的支援を行うために、私どもの郵政省本体の通信・放送行政との整合性というふうなものを図ることが必要になる。そこで郵政省所管の認可法人にその業務を行わせることが適当である。こ

こで少しコメントが必要ですが、郵政省は、物心ついたときには実はこの機構しかこの種の情報通信関係の公的な特殊法人というのはございませ

ん。したがって、どうしてもこの機構を活用してきたという過去の歴史がございます。これは蛇足でございますが挙げさせていただきます。

それからも一つ理由は、本来の機構法、これは本来業務でございまして、昨年、お力添えによりまして法律を改正して、研究開発業務も衛星管制業務等に並べて本来業務として規定していただきました。大分すっきりしたと思っております。それ以外に、特例法でいわゆる円滑化法でありますとかいわゆる基盤法等による業務を通じまして、この機構そのものが通信・放送分野の専門的な知識を蓄積しているという事情がありまして、そこで今回の業務を実施するのに最も適当な法人ではないかというふうに判断したわけであり

ます。

御指摘のように、いろいろなことをすべて何でもかでも受け皿として機構という考えはこれはとらないところでありますけれども、これからは通信・放送のこの種の支援のあり方、政策支援のあり方というものが時代の発展といえますか、今後の要請に合わせまして、ますますあるいはニーズが出てくるかもしれませんので、私どもとしても、その辺のところは省内においても慎重に判断をしながら今後対処してまいりたい、適切に判断してまいりたいというふうに存じます。

○石田(祝)委員 若干この通信・放送機構についてお伺いをしたいのですが、説明に来ていただいたときにも、この法案のスキーム図というところでちようだいをいたしました、ここのところから見て幾つかございました。

まず、データベースをつくる、こういうことで一般会計補助金から二千八百万円を入れるということになっております。これは、まず第一番目に疑問点は、当初データベースにかかわる補助金四千三百万円を予算要求していたと思うんですね。それが査定で削られたのか二千八百万円、千五百万円ダウンしたわけでありまして、これは具体的に、四千三百万円が計画しておいたものを二千八百万円で支障がないかどうか。データベースですら、例えば外注するなりなんなりしてサービスのノウハウ等そういうものを提供するということだと思っておりますが、これは千五百万減っても大丈夫なんでしょうか。

○松野政府委員 御指摘のように今回のデータベースの構築につきましては、その構築のための補助金を当初四千三百万円を要求しておりました。最終的には二千八百二十万円ということに相なったわけでありまして、これは舞台裏の御説明になつてしまいましたが、当初要求の額のほぼ三分の二程度の額に圧縮されたわけでありまして、判断いたしましたのは、現下の厳しい財政事情の折でもあります、また積算の中身の中で必要なコンピューター類の機器の見積もりの見直しでありまして、かつ人件費部分で効率化を図ることによりまして、当初の目的に沿ったデータベースは構築できるものというふうに判断した次第であります。

このデータベースで何をやるかということでもあります。これもごく簡単に申し上げますと、この中の情報の内容といたしましては、障害者の通信や放送のニーズに関する情報でありますとか障害者向けの通信・放送の実施状況、必要な技術やノウハウに関する情報、それから諸外国の状況、これらのものをデータベースにおさめまして、今後この種の対策に取り組む際の御参考に供したいというねらいでございます。

○石田(祝)委員 データベースでもう一件お聞きをします。

先ほど言いましたように、これは当初四千三百万で予定しておいて、それと同額の民間からの寄附金をたしか予定しておいたというふうに私

承知をしておりますが、今回二千八百万になった

ということ、民間からの寄附金も同額を予定して

いるというふうに聞きます。そうすると、当初四千三百万ですから八千六百万から五千六百万、

また、この法案が成立しました後この種の関係の民間とのいろいろな御相談は進めるつもりでありまして、今具体的に見通しがどうかということはまだ申し上げる段階に達しておりませんけれども、私自身の、責任者は私であります、私自身の考えでは何とかいけそうではないかという判断だけは持っております。トラブルが極力ないよう努力してまいりたいと思います。

○石田(祝)委員 これはこれからの問題になると思うんですけれども、私の感じとしては、これだけの、法案としては、考え方としては非常に結構な今回の法案でありますから、そういう寄附をとかく同額くらい当てにして計画を立てて御無理をお願いしなければならぬ、これはもうちょっと考えていただいた方がいいんじゃないかというふうに思います。これはある意味でいえば、その同じ額を集めてこなければ当初の目的を達成できないということにもなると思うんです。それは四千三百万から削られているわけですから、最初の目標よりさらに厳しく査定をされているわけですから、さらにそこからまたへつこむようになると本当に当初の目的どおりできるかどうか非常に危惧をされるわけですので、そのところは、寄附をいただく方にも絶対御無理を押しつけてはいけないと思いますし、こういう計画の立て方自体これは今後考えていただくべきことじゃないかな、これだけお願いをしておきます。

それから、受信対策基金と信用基金というところから運用益が行くようになっておりますが、この受信対策基金は当初三十億円のうちの十億円、これを使途を拡大するというところでこの基金をつくるというふう聞いておりますが、そういう理解でいいんでしょうか。

○松野政府委員 受信対策基金が三十億円ございます。実際には、その後の経理の状況で三十億円と端数が少しついているわけでありましてけれども、その運用益の三分の一を文字放送、解説放送等の拡充に充てるという仕組みになってございます。

○石田(祝)委員 ということは、やはり十億円分ということですか。

○松野政府委員 基金的に言いますと十億円部分ということになります、法律上はその運用益の三分の一という表現になっております。結果的には同じことであろうと思います。

○石田(祝)委員 それではもう一件伺います。信用基金です。信用基金というところもありまして、この信用基金は幾らぐらいたる基金としては予定をされているのですか。

○松野政府委員 これは現在、通信・放送機構に既に円滑化法等に基づきます基金がございます。ここからちょっと御説明したいと思っております。

現在機構が抱えております基金のうち今回の事業対象としての、まあ基金として活用できるのが、民間企業からの出資、出捐分としての約三十・五億ということになるかと思っております。ただ、これは既に円滑化法等の実使当りがある基金でございまして、これに加えて何がしかの、

これまた先ほど先生の御指摘もございまして、民間からの新たな資金というものが必要になってくるというふうなことであります。いろいろ現在の機構の経理状況その他を調整いたしまして、私どもこれは期待額ということでお許しをいただきたいと思っておりますが、年間二億円相当程度の基金が、結局基金の運用益が実は大事であります、基金としては二億円分ぐらいいちこちらの方に活用等できないかなというのが当面の私の期待額であります、今後これは少し調整しないと断定的なことはまだ申し上げられません。

以上でございます。

○石田(祝)委員 そうすると局長の答弁をまとめますと、受信対策基金からの三十億円の運用利子のうちの三分の一、いわゆる十億円相当分の受信対策基金から基金をつくる、そして信用基金からは約二億円程度の基金をつくる、その両方合わせた果実と、それから一般会計の補助金からの二千八百万、それと寄附を同額二千八百万お願ひして五千六百万ですね。そうすると五千六百万円と

それから受信対策基金からの運用の果実と信用基金からの運用の果実、これで今回の事業を行う、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○松野政府委員 データベースにつきましては一過性でございまして、今回の措置で完結いたしました。それで立派なデータベースを構築しようと思っております。他の内容につきましては、先生が御指摘のとおり、まずスタートはそこからやりたいと思っております。ただ、先ほどの信用基金の、

私二億円と申し上げましたが、例えばひとつ御理解いただきたい、これは五カ年ぐらい続けてやりたいということ、五年後には十億円分ぐらいそこから基金として出るようにしたいというふうな、

単年当たり二億円程度期待したいという内容で申し上げております。若干、今後の推移によりまして数字は変わってまいります、おおむねは先生御指摘のとおりでございます。

○石田(祝)委員 時間もございまして、ちょっと私、この信用基金、また後日いろいろとお伺いしたいと思っております。

最後になりますけれども、大臣に今後の通信・放送の充実に向けての取り組みについてお伺いを、質問を終わりたいと思っております。

○小泉国務大臣 重複すると思っておりますが、これらの情報の重要さというものはもう理解していると思っておりますが、障害を持つていらっしゃる方に対して、できるだけそのような情報提供の環境の整備、利用しやすいような通信・放送環境、この整備に一番努力して取り組んでいきたい。同時に、郵政省だけではできない分野もたくさんあるものですから、関係省庁とも連携をとりながら、より一層、

いわゆるノーマライゼーションといいますか、障害を持つていらっしゃる方も一般市民と生活するのにできるだけ不便を感じないような環境整備というものを、つくっていくというその背景、これに沿って郵政省といたしまして関係各省庁と連携をとりながら、検討し、努力していきたい、そういうふうにしてまいりたい。

○石田(祝)委員 終わります。

○亀井委員長 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 私どもも、障害のある皆さんへの支援策ということではこの法案、賛成でありまして、むしろ遅いぐらいだというふうな思っているわけがあります。二年前の本委員会でも、私は、進歩している通信技術、障害者の社会参加を広げて、高齢者が安心して暮らせるための技術としてやはり活用すべきだということを指摘いたしました。

し、文字多重放送を実用化するときの放送法改正でも、障害者のための字幕放送の実現が大きな理由になつていなかかわらず、民間任せで進んでいないというふうなことも取り上げてまいりましたので、こういう法案ができたことを非常に歓迎しているところであります。

しかし、この法律による助成で実際に字幕放送がどれだけ広がるかというところで、まだまだその点では十分なのではないかというところを感じているところなんです。

そういう点で、法案について幾つかお聞きをしたいと思っておりますが、せんだつての同僚議員の質問の中にもありましたが、私も、この法律の名称が、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律ということ、法律の名前に身体障害者というのが二回も出てくるということがあるわけですね。

そういうことで、考えてみたらこの間、とりわけ国際障害者の十年ということがありまして、この十一月二十一日に中央心身障害者対策協議会というところで、十年以降の障害者対策のあり方についてという意見書が出ているところなんですけれども、そこでこの点での指摘があるのです。

「従来、情報提供に当たっては、精神薄弱者本人に対する十分な配慮がなされてこなかったが、今後は精神薄弱者にも分かりやすい情報提供について十分な配慮を行うべきである。」というふうな指摘もございまして、その後、総理を本部長とする政府の障害者対策推進本部というのが三月に策定した新長期計画では、精神薄弱者にもわかりやすい情報提供のあり方について検討を進めると

いうふうなことがあるわけです。

そういうことで言いますと、ちよつと今度の法案、身体障害者、身体障害者ということで、精神薄弱者など精神障害者の皆さんに対するこの点、こういう人たちが対象になっていないということ、郵政省としての視野といえますか、この法案の対象というのが随分狭い、この答申なんかから考えてもちよつと狭いというふうな思ふわけですから、その辺のところについては御検討があつたかどうかということ、ちよつとお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○松野政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、当委員会の附帯決議でも指摘されております心身障害者という範囲に比しまして、今回の私どもの御審議をお願いしております法案で言う身体障害者の範囲は、狭いと言え狭いのでありますけれども、ただ、今回実施しようとする施策であります字幕放送や解説放送等の施策から見まして、身体障害者という定義でこれは、今回の法案についてはこれで十分であるというふうな考えておるわけです。

ただし、御指摘にもありましたように、精神に障害をお持ちの方々に對する通信や、放送の世界におけるこれからのいろいろな努力といえますか、そういうものはまた別にそういう意味ではあるうかと存じます。

○菅野委員 それでは、今もおっしゃいました法案の主要な内容である字幕放送、字幕放送の対象、このとらえ方という問題についてもぜひお聞きをしたいと思ふんです。

この点も先ほどから同僚議員からいろいろ出ておりますが、狭い意味での身体障害者だけでなく、耳が遠くなり不自由をしていらつしやる多くの高齢者にも広げて対策を考える必要があるのではないかと、私も同じように思ふわけですね。厚生省の言う聴覚障害者というのはいわゆる七十デシベルという、これを基準にしてみますと三十七万人、要するに障害者手帳を持つている方なんですけれども、ところが、アメリカ、ヨー

ロッパ並みに四十デシベルという基準で見ますと、高齢者など耳の聞こえにくい方というのは六百万人ということであつたと対象が広がるわけなんです。

それで、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会というところが六十五歳以上の難聴者の実態調査を行った内容が四月十六日付の朝日でも報道されているんですけれども、その五四％が重度障害者と同じように非常に不自由しているということを言つていらつしやる、そういう結果が出ていますから、ですから、字幕放送の普及を考える上でこの対象をどうとらえるかという点でも、私はこの点は非常に大事な点ではなからうかというふうに思ふんです。

先ほど来、字幕放送の現状の問題で悪循環という答弁もありましたが、番組数が非常に少ない、受信機が普及しない、普及しないから値段も下がらないし、その番組も少ないというこの悪循環の問題が、先ほど御答弁にも出ていたわけなんですけれども、こういうときに思い切つてやはり対象を大きくした普及策を考えることが、だからこそ必要になつてくるのではなからうかというふうに思ふわけです。

番組に字幕をつける制作費は変わらないわけですから、聴覚障害者を対象として支援策を進めるのと、高齢者も含めた対象として支援策を進めるのと、これはぐつと対象が広がるわけですから、その点をぜひ考えていただきたい。特に人間はだれしも年をとるわけですから、字幕放送を普及させるということ、ある意味では国民全体を対象にしたものというふうな考え方をしてもしかるべきではないかというふうな思ふわけなんです。

高齢化社会というのに近いというふうな言われておりますが、それは障害者社会とも言われております。テレビの音が全く聞こえないというほどではなくても、年をとつていらつしやる方には、耳が遠くなつてテレビを見ても音が聞き取りにくいから何を言つていいのかわからないというものが非常に多いということが言われています。例

えば、あるお年寄りがたまたま字幕スパーつき洋画を見て、久しぶりに映画を見たというふうにおつしやつたというんですけれども、そういうことから見ても、これから年をとればまさに国民みんなの問題なんだというふうなとらえ方が必要ではなからうかなというふうな思ふわけなんです。

それで、ニュースなどの情報でも字幕と合わせ情報に接することによって理解が格段と高まりますし、緊急の情報を逃す危険も低くなるわけですから、そういう字幕放送は聴覚障害者だけを対象とする事業というふうな印象を与えるのは、普及の上からも実際の問題でも狭過ぎるのではないかなというところでやはり私は名称の問題にこだわつたりするわけなんですけれども、そういう点で、非常にスタンズの幅広いものを対象とした法案という位置づけという考え方でいらつしやるのかどうか、その辺もちよつとお聞きしたいと思ふます。

○木下(昌)政府委員 御指摘のとおり、高齢化社会を迎えまして、高齢者の方々も数の上で人口の中に占める割合が高くなつてきているわけですが、御指摘のとおり、広くこういつた高齢者の方々にも利便が及ぶものということで、そういう観点から字幕放送の充実を図つてまいりたいというふうな考えているところでございます。

現在の我が国での実施状況は十分とは言えませんが、これからこの法案の支援措置を呼び水として積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○菅野委員 ですから、私は、せめて法案の名称を身体障害者でなく障害者等にするといいお知恵を出していただきたかつたかなというふうな思ふわけですね。

それでは、郵政省として字幕放送をどこまで普及させるのかというふうな点での目標をちよつと具体的にお願いしたいというふうな思ふんです。例えば、先ほどから出ていますけれども、日本

では週約十四時間。ところがアメリカなどでは週五百時間、国が八十億ドル支出をしているという話も聞いているわけなんですけれども、このように、すべての放送番組に字幕をつけるぐらいの大きな目標を持つて、ニュースなどの生放送にも対応できるような日本語を迅速に字幕にする技術、システムの開発、それから受信機の普及、番組制作への支援、そういうふうなものと進めていくのか。どういふふうな目標の具体的な姿勢、具体的な内容といえますか、その辺をお聞きしたいと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○木下(昌)政府委員 字幕放送といいますが、テレビジョン文字多重放送を実施している民間放送事業者は少ないわけですが、少なくとも、標準テレビジョン文字多重放送につきましては、標準テレビジョン放送一系統につきまして一つ以上の普及を目標にいたしております。なかなかこの実現が現在に至つていないわけですが、これが望まれる姿として目標に置いていこうと思ひます。

また、字幕放送の実施に係る設備投資及び実施経費につきまして、相当程度の放送事業者の負担になると考えられますので、放送事業者の経営状況等も勘案しながら着実にその推進を図つていくことが好ましいと思つております。今回の法律の助成の支援措置も有効に活用いたしまして、さらにまた、受信機の普及の面につきましてはメーカーの協力を要請する等いたしまして、文字多重放送に参入しやすい環境を整備していくことも重要かと思つております。

先ほどお触れいただきましたが、受信機の普及率の低さ、それからソフトの不足あるいは採算性の低さ等々が悪循環になつていことがあつたわけですが、そこをこの施策を呼び水にいたしてどこかでこの歯車をかみ合わせたいというふうな思ふところでございます。

○菅野委員 ぜひ積極的にやつていただきたいと思ふんですけれども、確かに私の問題も考えた

ときに本場にこれは障害者あるいは高齢者の皆さん方の権利の問題だということをつくづく痛感するわけですね。情報に接する権利、文化を享受する権利というのは、基本的な権利であるとともに今の社会で生きていくために不可欠のものだと思うわけなんです。

ある難聴の方の実体験としてお聞きした話なんですけれども、例えば、せんだつてアメリカのブッシュ前大統領が倒れたときに、パトカーが走り回る、そしてアナウンサーが非常に緊張した顔で何か言っている、しかし耳が難聴の方にしてみたら何が起ったかさっぱりわからないというふうな状況があるわけなんです。また例えば、東京で震度五の地震が起った、そしてガスの自動遮断装置が作動して自動的にとまってしまったわけです。電話がばあつとガス会社に殺到した。テレビで解除方法をずっと放送しているんだけれども、難聴の方には何が何だかさっぱりわからないというふうな体験が語られておりました。

このように、電気通信技術の飛躍的な進歩によって技術的には大きく前進しているにもかかわらず、政治のおくれによってその権利が保障されていないという現状を私は郵政省としてもぜひきちんと認識をしていただきたいと思うわけです。

テレビに字幕をつけるということもそうですし、また、全盲の方が、パソコン通信を使って普通の商用データベースから一日分の新聞を取り出して点字プリンターに打ち出すことによって、毎日の新聞に載る情報を受け取ることが技術的には可能になっているわけです。しかし、これをやるに通信費とデータベース使用料だけで約四千二百円なんです。ですから、一部百円の新聞が視覚障害者には四十倍以上の値段になる。もちろんパソコンも点字プリンターも非常に高額なわけです。ですから、視覚障害者が毎日の新聞に載る情報を受け取ることが技術的には可能になっているけれども、社会的には可能になっていない、こういう現状があるわけです。

そこで、私ぜひ大臣にもお聞きしたいんですけ

れども、これを社会的に実現するのが政治の仕事ではないかというふうに思うんです。情報化社会と言われている今日において、障害があることを理由に必要な情報も受け取れない、あるいは発信できないということは、完全参加と平等を図る上で欠かれない問題であると考えます。御所見をお聞きたいと思います。

○小泉国務大臣 午前中からのいろいろな御意見と、ただいま委員が御指摘の問題点、完全参加と平等等、そういういろいろな観点から、できるだけ障害者に対して、通信・放送の分野におきまして、一般健常者と比較して大きなハンディを負っているわけですので、そういう障害を少しでも緩和していきたい、あるいは取り除いていきたい、利便を図っていただきたいという趣旨でこの法案を提出させていただいているわけでありまして、今御指摘のように、一気にとはいきませんが、少しでもいい方向に進むように、この法案がその促進剤となればなと思っておりますので、今後ともいろいろの御意見、きょうの御審議の間で承った御意見を参考にし、また検討し、各省庁と連携をとりながら、少しでも完全参加と平等の社会に向かつて郵政省としても努力をしていきたいと思っております。

○菅野委員 では、放送行政上の問題でもお聞きをしたんですけれども、文字放送の免許状況、民放においては、大都市圏以外、あともうちょっと一部あるようですけれども、ほとんど取得していない。そのため、東京キー局で字幕をつけても地方では字幕がつかない。したがって、通常の番組はキー局からN・T・Tの回線で地方に送るのに、字幕部分だけはわざわざ切り離してフロップीडディスクにして送ったりしている。そして文字放送の免許を取っている地方局ではまたそれをテレビ電波に乗せる作業をしている。二重、三重にむだをしているんじゃないかというふうに思うんです。

私はこれ、解決は簡単で、字幕放送だけ免許を

切り離し、テレビの免許の一部とすればいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、この字幕放送は音声で文字にするだけで別の放送をするわけではないわけですから、その方が合理的だし、この字幕放送を普及する上でも重要だと思えます。この点すぐやるべきだと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

○木下(昌)政府委員 文字多重放送を実施するためには、テレビジョン放送の免許とは別に、御指摘のとおりテレビジョン文字多重放送の免許を取得することが必要でございます。民間テレビジョン放送事業者百十七社のうちでテレビジョン文字多重放送を実施しているのは十四社にとどまっております。その理由をいたしまして、民間放送事業者を対象にしたアンケートを実施しましたところ、採算性が低いということ、設備投資の負担が過大であるということなどが挙げられておりまして、免許手続が大きな負担になっているというふうには言えないと考えているところでございます。

しかしながら、字幕放送を実施しやすい環境をできる限り整備する必要があるという点では私も同感でございます。関係者の意見も勘案しながら、免許の方法も含めましてさらに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○菅野委員 本場にそれは先ほどおっしゃっていただいた結果の話だと思えますので、ぜひ努力していただきたいと思うんです。

それから、その受信機の普及の問題で大きな問題になっているのは、この文字多重放送で送られる字幕放送を受信できるアダプターですね、これが先ほどからいろいろ議論になっています。アダプターで十万円、内蔵型テレビでも一般のテレビより数万円高くなって、しかも現在メーカーがつくっている内蔵型テレビというのは、これは大型画面の値段の高い、そういう機種しかないというところ、なかなかその普及が広がらないという状況があるわけで、この点では先ほど厚生省の方がアダプターの問題については支援というふ

うな部分もちょっとお話があったかと思うんですけれども、私はこれ、郵政省としてもこの受信機の購入への支援はできるんじゃないかというふうにも思うんです。

といいますのは、通信・放送機構による難聴地域ですね、これは衛星放送受信設備を購入する際に各家庭に直接の補助、これが国と自治体から出ているわけなんです。しかも同じ基金の運用益なんです。今度の法案では、この三十億円の基金のうち十億円の運用益で字幕や解説放送への補助とし、二十億円で引き続きこの衛星放送受信設備への補助事業ということになっているわけなんですけれども、だからしたがって、この基金をふやして、番組制作とともに受信設備の設置に対しても郵政省としてもここから支援を行うというこ

とはできるのではないかとこのように思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○木下(昌)政府委員 文字放送を受信するためには受信機内蔵のテレビあるいは専用のアダプターが必要であるわけでございますが、ただいま御指摘のとおり、内蔵型テレビは普通のテレビより数万円高い。また内蔵型テレビを生産、製造しているメーカーも少なくなってきたというところは、そのとおりでございます。また、アダプターも十万円以上となっております。これを購入する場合に多大の負担を視聴者が負うという格好になっておるわけでございますが、私も、現在の法案で考えております助成を進めることによって全体の文字放送の普及が進んでいく、その過程の中でこういったアダプターなりテレビ受信機というものの低価格化されていくのであろうという、そういう方向を志向してまいりたいと考えておるところでございます。

○菅野委員 同じこの基金で難聴の場合には各家庭に直接補助しているということがあるわけですから私はぜひ、この基金、同じ基金を使つての支援なんです。番組制作の一般的なそういうものだけでなく、そういう受信設備の設置に対しての補助、これもぜひ考えていただきたいという

ことを重ねてお願いをしておきたいというふうに思っています。

それで時間が余りございませんので、続いて最後にダイヤルQの問題でも少しお聞きをしておきたいというふうに思いますが、東京都でつくっておられます精神薄弱者・痴呆性高齢者権利擁護センター、ここに、知的障害者がダイヤルQの仕組みを理解できないまま使用して百二十万円をNTTから請求されたという相談があった。ほかにも、精神薄弱の方がダイヤルQで二百四十万円の高額請求をされたという事例もあるわけですね。

ところで、三月二十二日にはこの問題で大阪地方裁判所で、親の知らないうちに子供が使ったダイヤルQの料金について、情報料とともに通話料も加入者には支払い義務がないとする判決が出ています。わけなんです、郵政省としてこの判決をどのように受けとめておられるのか。この点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○白井政府委員 いわゆるダイヤルQと言われるサービスに関しまして三月に大阪地方裁判所の判決が確定にございました。この事案は利用者の方が裁判を起こしたものでありまして、ダイヤルQの情報料とそれに係る通話料について支払い義務がないというこの確認を裁判所に求めたものでございますが、結果としては、ただいま先生がお話ございましたように、原告の方が勝訴いたしましたので、まあNTTの方が敗訴したという形になっております。

ところが、これにさかのぼります約一カ月前に、やはり大阪であります、大阪のこちらにはまあ簡易裁判所でありまして二月に、今度は逆の判決が出ておりました。と申しますのは、訴えた方は実はNTTの方が訴えを起こしたケースでありまして、NTTの方として通話料と情報料を払ってもらいたいという趣旨の訴えを起こしたわけでありまして、大阪の簡易裁判所の方はNTTの方が勝訴いたしました。加入者の方に支払い命令を出したという判決が出ております。実はこの二つの件につきましていずれも控訴さ

れておりまして、上級審でさらに審理が進められるというふうな段階になっておりますものですが、私どもとして、極めて生々しいこうした問題について法律的な立場でのお話を申し上げますので、どうかというふうな気持ちもいたしますので、私どもとしてのお考えを申し上げるということについてはお許しをいただきたいというふうに思っています。

○菅野委員 この判決でも示されているように、だれもが使う電話とそれからダイヤルQはもう明確に異なるというふうな考えをすべきではないかというふうな思っています。電話は、子供からお年寄りまで使用する、生活に非常に密着した公共性の高いものである。そこにダイヤルQという高額な料金になるシステムを乗せているということに問題の根本があるのではないかとこのように思っています。ダイヤルQはさっきの例のように非常に高額な料金になりやすいんですね。

NTTの東京支社が昨年九月につくったダイヤルQ関連滞納状況という一覽表があるんですが、これを見てみますと、東京支社だけで十三億六千七百三十八万七千九百九十五円の滞納があるんです。件数が九千八百四十九件ですから一件当たり平均が十四万、こういう滞納なんですね。だから、六秒で十円の番組だと一時間で六千円、月に二十日使えば十二万、大体このあたりが滞納の平均額かなというふうにも思っています。

ですから、電話というのはだれが使おうが料金は加入者が支払うことになっていくわけ、これは百年來続いてきたことだし、電気とか水道とかガスなどの公共料金も同様だと思っています。こういう料金徴収システムが成立している前提には、電話料金は家庭では月にせいぜい数千円から多くて一万円という程度だということの内容が均一であるということがあるのじゃないか。ところがダイヤルQの場合は、〇九九〇を回すだけで一挙に料金が三十倍にはね上がる。例えば、水道でも蛇口をひねったら水が出るから、それこそ安くでだれでもどこにでもついているというふうにあ

るわけですが、蛇口をひねってビールの出るようなそういう水道が出てきたらこれは扱いが全然違うはずだと思っています。

そういうふうなことから考えても、高額なサービスは通常の電話サービスを前提にした料金徴収システムに乗せることに無理がある。だから、日本弁護士連合会を初め多くの消費者団体が、ダイヤルQを申し込み制にすべきだというふうに意見をを出しているわけですが、私はこれは本当に妥当だと思っています。

これはダイヤルQにとどまらない。情報通信技術の進歩に伴って電話回線を使った新しい多様なサービスを検討されています。例えばホームバンキングとか、株の売買とか、それから在宅医療など。これらは当然高額な料金になる。契約者以外の者が、家族や従業員といえども勝手に利用したらやはり大変なことになると思うんです。ですから、電話という基本的なサービスとそこに上乗せする付加サービス、これを区別しておかないと社会的混乱が起きるのは当然だと思っています。

ですから、ダイヤルQのように加入者が特別にブロックしてくれと一々申し出ないと、どの家庭の電話からでも、どの会社の電話からでも高額の付加サービスにアクセスできるとしたら、これは大変なことになると思っています。ですからやはり付加サービスは、申し込み制にして暗証番号を使うなど利用者を特定することを基本にして対処しないと、せっかくの技術の進歩も社会に受け入れられないというふうな思っています。

ダイヤルQについては、これらの経過から考えて当面申し込み制にすべきだと私は思っています。けれども、そういうふうには考えられないのかどうか、その点を最後にお尋ねしたいと思います。

○白井政府委員 いわゆるダイヤルQサービスというのは平成元年に始まったサービスでありまして、このサービスにつきましては、確かに一部の情報サービスの中に青少年の非行の原因になるようなサービスがあるとか、あるいは、非

常に高額の情報料を取って長時間利用させるといふようなサービスがあったりもしたために、いろいろな問題が提起されたということは承知をいたしております。

そのようなこともありまして、NTTとしては何度かにわたりましていろいろ、できるだけそのような弊害を少なくするようにということで、例えば、あるサービスについてはもうこれからは提供しないようにするというようなことをやってみたり、あるいは、ある種類のサービスを単に安くしては情報料の最高限度額というのをうんと安くしてしまうというようなこともしたりしてきております。またさらに、これは先生のお話にも出ましたけれども、お客様からの申し出によりましてダイヤルQのサービスが受けられないようにするというようなことの手だても講じたりしてきております。

ダイヤルQサービスというのは、先生も先ほどお話がありましたけれども、非常に身近にありまして電話というものを使っていて極めて簡単に情報を得ることができるといふようないい面もあるわけでありまして、そのようなことが、非常に青少年の非行とか、あるいは先生のお話の精神薄弱者の方に非常に迷惑をかけるというふうなことになるのは、これは確かに大変な問題ではあるかと思っております。他方、今申し上げたような情報を手するという面では非常に便利な手段でもあるというところでもありますので、できるだけ弊害を少なくするように、お客様への周知を徹底いたしましたとか、いろいろな手だてを講じてできるだけ問題のないようにしていくことをやっていただきたいというところで、NTTの方にもお話をしているところでございます。

○菅野委員 もう小手先ではだめな段階にきているのではありませんか、やはり抜本的な再検討の時期だということをぜひ強調しておきたいと思うのです。

○亀井委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○亀井委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀井委員長 起立総員。よって、本家は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○亀井委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、佐田玄一郎君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。佐田玄一郎君。

○佐田委員 ただいま議題となりました身体障害者の利便の増進に関する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、情報通信の利用機会の均等化を促進し、身体障害者、高齢者等の利便の増進を図るため、次の各項の実施に努めるべきである。

一 解説番組、字幕番組等の普及の促進を図るとともに、放送事業者等が解説番組、字幕番組等を制作するに当たっては身体障害者、高齢者等の意向を十分考慮することとなるよう配慮すること。

一 身体障害者、高齢者等が文字多重放送等を円滑に利用できるよう受け手側の立場に立つた各種の支援措置についても検討すること。

一 身体障害者、高齢者等があまねく公平なサービスを受けられるよう情報通信事業者にお

ける各種サービスの開発・普及の促進に努めること。また、電気通信技術開発をさらに促進し、その成果を早期に享受できることとなるよう努めること。

一 本法の運用に当たっては、必要な資金の確保等各種の支援措置の一層の拡充に努めるとともに、衛星放送受信対策に支障のないよう十分配慮すること。

以上のとおりであります。

この附帯決議は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案にかかわるものでありまして、案文は当委員会における質疑の動向等を参酌して作成されたものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上であります。

○亀井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀井委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、小泉郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉郵政大臣。

○小泉国務大臣 本委員会の御審議を通じて賜りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきまして、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。(拍手)

○亀井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀井委員長 郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小泉郵政大臣。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○小泉国務大臣 郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、定額郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするともに、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大すること等を行うとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を五百万円から五百五十万円に、これらの郵便貯金のうち勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るものを三百五十万円から三百八十五万円に引き上げることとしております。

第二に、定額郵便貯金の利率は、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定めるものとしております。

第三に、定額郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより郵政大臣が定めるものとしております。

第四に、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調

達するために発行する約束手形等を加えることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日からいたします。また、勤労者財産形成貯蓄契約等に係る郵便貯金の貯金総額の制限額に関する規定については平成六年一月一日から、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に関する規定については公布の日からといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○亀井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十九日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散會

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「五百万円」を「五百五十万円」に、「三百五十万円」を「三百八十五万円」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

郵便貯金には、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によつて、利子を付ける。ただし、政令で定める通常郵便貯金については、政令で定める利率により、利子を付ける。

第十二条第二項中「同項ただし書」を「同項本文」に改める。

第四十二条中「第十二条第一項ただし書に規定する」を「第十二条第一項本文の規定により利子を

付ける」に改める。

第五十一条の二第一項中「第十二条第一項本文の規定により利子を付ける」を「第十二条第一項ただし書に規定する」に改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条（貸付期間及び利率） 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間は政令で定め、その貸付金の利率は政令で定めるところにより郵政大臣が定める。

第六十八条の三第一項に次の二号を加える。

十三 法人が事業に必要な資金を調達するため
に発行する約束手形で省令で定めるもの
十四 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国法人の発行する証券又は証券で前号に規定する約束手形の性質を有するもの

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定は平成六年一月一日から、第六十八条の三第一項に二号を加える改正規定及び次条の規定は公布の日から施行する。

（審議会への諮問）

第二条 郵政大臣は、この法律の施行前においても改正後の郵便貯金法（以下「新法」という。）第十二条第一項及び第六十六条の政令の制定のために新法第十二条第三項の政令で定める審議会に諮問することができる。

（経過措置）

第三条 この法律の施行前に預入された定額郵便貯金の利率については、新法第十二条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の定額郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、新法第六十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正）

第四条 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に對

する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十二条第一項本文の規定により利子を付ける」を「第十二条第一項ただし書に規定する」に改める。

理 由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資する等のため、定額郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするともに、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年五月二十一日印刷

平成五年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K